

平成19年 第2回(定例)由布市議会会議録(第3日)

平成19年6月14日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成19年6月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(26名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
3番 立川 剛志君	4番 新井 一徳君
5番 佐藤 郁夫君	6番 佐藤 友信君
7番 溝口 泰章君	8番 西郡 均君
9番 淵野けさ子君	10番 太田 正美君
11番 二宮 英俊君	12番 藤柴 厚才君
13番 佐藤 正君	14番 江藤 明彦君
15番 佐藤 人巳君	16番 田中真理子君
17番 利光 直人君	18番 小野二三人君
19番 吉村 幸治君	20番 工藤 安雄君
21番 丹生 文雄君	22番 三重野精二君
23番 生野 征平君	24番 山村 博司君
25番 久保 博義君	26番 後藤 憲次君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 二ノ宮健治君 書記 衛藤 哲雄君

書記 馬見塚量治君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	森光 秀行君
教育長	二宮 政人君	総務部長	小野 明生君
総務課長	秋吉 洋一君	総合政策課長	二宮 正男君
行財政改革室長	相馬 尊重君	財政課長	米野 啓治君
会計管理者	大久保富隆君	産業建設部長	篠田 安則君
契約管理課長	長谷川澄男君	建設課長	荻 孝良君
水道課長	目野 直文君	健康福祉事務所長	今井 干城君
福祉対策課長	立川 照夫君	健康増進課長	太田 光一君
保険課長	飯倉 敏雄君	環境商工観光部長	佐藤 純史君
環境課長	平野 直人君	商工観光課長	吉野 宗男君
挟間振興局長	後藤 巧君	庄内振興局長	大久保眞一君
湯布院振興局長	佐藤 純一君	教育次長	後藤 哲三君
学校教育課長	高田 英二君	生涯学習課長	甲斐 裕一君
湯布院公民館長	佐藤 省一君		

午前10時00分開議

議長（後藤 憲次君） 皆さん、おはようございます。議員各位には、昨日に引き続き、本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は26人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長は公務のため少しおくれれます、教育長、各部長、各関係課長並びに教育委員長職務代理の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第3号により行います。

一般質問

議長（後藤 憲次君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に発言をお願いします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、9番、淵野けさ子さんの質問を許します。

議員（9番 淵野けさ子君） おはようございます。9番、淵野けさ子です。通告順に従いまして、ただいまより一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の質問は4項目となっております。きのうも同僚議員より、地球温暖化対策について詳しく述べられておりました。日本が国を挙げ、そして私たちができることから取り組まなければ、何かおかしいと思ったときには間に合いません。

東大の教授、山本良一先生も次のように言われております。ことしの2月2日、気候変動に関する国連の政府間パネル、IPCCの報告書が発表されました。これは、130カ国2,500人の科学者、政府関係者が3年がかりでまとめたものです。それによると、過去50年で急速に温暖化が進んだのは、人為起源による温室効果ガスによるものだと結論づけられております。私たち人間が化石燃料を燃やしたり、森林を伐採したりしたことによって、二酸化炭素を初めとする温暖化効果ガスによるものだと言われております。しかも、温暖化は加速していて、このままでは人類が存在するための基盤そのものが崩壊するという警告も科学データをもとに出しております。また、最近の研究で、化石燃料起源の大気中に排出された二酸化炭素は300年も大気中を漂い、25%は永久に残ることも明らかにされました。

さて、ことしから5月4日が緑の日となりました。1989年から2006年までは昭和天皇誕生日の4月29日が緑の日でしたが、改正祝日法が2005年5月に成立し、ことしの1月1日から施行されました。この日の趣旨は、自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむとされております。この日をきっかけに緑に関する国民の理解を深めるため、毎年4月15日から5月14日までを緑の月間とすることなどを決定しました。これをきっかけに、地球温暖化防止に緑が果たしている重要な役割に目を向けることも大切です。

この月間中、去る5月13日には、湯布院町にて大分森林組合による山桜日本一の里を目指す事業が、数多くの企業、団体や個人オーナーを中心にボランティアの方々と記念植樹が行われました。私は、この事業に心から賛同し、1本の桜の木のオーナーとして、少しでも未来の地球環境に貢献できればと思っております。年次ごとに庄内、挾間にも拡大してくださるとのことです。このようなすばらしい事業が現実的に由布市内に確立されていることに、由布市としても何かの形で敬意をあらわしていただきたいと思っております。

そこで、提案いたします。ぜひこの機に、由布市温暖化対策条例を制定されてはいかがでしょうか。市民が地球環境に意識を持つことのきっかけになればと思っております。市長のお考えをお伺いいたします。

次に、妊産婦無料健診の拡大とマタニティマークの活用と推進についてお伺いいたします。

母子保健法第13条により、公費による妊産婦の無料健診の回数が、現在全国平均では

2.14回です。費用は地方交付税措置ですが、これまでの国の予算に計上された妊産婦健診費用の助成は、おおむね2回分として130億円が財政措置されてまいりました。これが平成19年度には、子育て支援事業、これまで200億円と合わせて約700億円になります。今回の地方財政措置の拡充は、妊産婦健診費用の助成に限った金額ではありませんが、地方自治体が地域の実情に応じて少子化対策を拡充することができるよう枠が拡大されるもので、妊産婦健診費用助成の他の事業にも充てることができます。

健診は、厚生労働省の通知によりますと、初期から分娩まで14回程度の受診が望ましいと示されています。平成16年度の調査では、国の助成を上回って実施している市町村も少なくありません。公費による妊産婦の無料健診回数の拡充は、若い夫婦世帯の負担感が大きいことや異常分娩の一因を軽減するためにも強く望まれます。健康で、安全なお産をするため望ましいとされており。

由布市では、現在2回が公費負担となっておりますが、健診回数14回のせめて半分の7回には拡大できないものでしょうか。また、今年度の地方財政措置の拡充による少子化対策にはどのように対応されておられるのかお伺いいたします。

次に、マタニティマークの活用と推進についてお伺いいたします。

妊産婦に優しい環境づくりのため、厚生労働省は平成18年3月10日、マタニティマークのデザインを決めました。これは、妊産婦が身につけたり、ポスターなどで掲示して、妊産婦への配慮を呼びかけるものです。マークは厚生労働省のホームページからダウンロードし、自由に使用できます。由布市なりに活用し、そしてまた推進してくだされば幸いです。

3項目めに行きます。おむつ等介護用品購入費助成事業の実施についてお伺いいたします。

施設や病院ではなく、住みなれた地域で安心して在宅生活を続けられるように、おむつや介護用品購入費助成事業を実施することにより、家族の経済的負担の軽減及び在宅重視の観点から、在宅サービスの利用促進を図り、福祉の増進を資することを目的として、このような事業ができないものでしょうかお伺いいたします。

最後に、市営住宅における火災警報器の設置についてお伺いいたします。

2006年6月に改正消防法が施行され、新築住宅への火災警報器の設置が義務づけられました。既存の住宅についても2010年から設置が義務づけられております。市営住宅には、ひとり暮らしの高齢者、身障者もおられることでしょうか。全住宅への火災警報器設置を順次計画的にされる必要があると思われませんが、市としてのお考えをお伺いいたします。

壇上での質問は以上で終わりますが、答弁によりましては自席にて再質問をさせていただきたいと思しますので、よろしくお伺いいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。一般質問も2日目になりました。ただいま御質問されました、9番、洲野けさ子議員の御質問にお答えをいたします。

地球温暖化対策条例の制定についてでございますが、質問にもございますように、地球規模での環境破壊が現実として世界各地で進んでいると思われまます。特に地球温暖化による気候変動は、食糧生産はもちろん、私たちの人間の生命の存続にかかわる深刻な問題となっております。世界各国の状況にもよりますが、国内の二酸化炭素削減の実態報告、その書を見てもみますと、工場や事業所などはある程度削減に向けて取り組みが効果を上げているようでありまますけれども、むしろ一般家庭の取り組みがおくれていると考えられます。

議員さん御指摘のように、森林組合の植林、森林育成活動への取り組みなど、それぞれが自分のできることから取り組みが必要だと考えております。その意味では、由布市地球温暖化対策条例を制定し、市民の意識啓発を図ることは大変有効であると考えまますので、制定に向けて調査研究をしてまいりたいと考えまます。

続きまして、2点目の妊産婦無料健診の拡大とマタニティマークの活用と推進について回答をいたします。

まず、妊産婦無料健診でございますが、平成19年度当初予算におきまして、前期1回、後期1回の年2回分の予算を計上して、母体や胎児の健康確保を図っているところでございます。

議員御指摘のように、国は少子化対策の一環として、妊婦健康診査にかかる費用について地方財政措置を講じ、市町村に積極的な取り組みの要請があつているところでございます。このことを受けまして、県は、妊産婦診査の公費負担の望ましいやり方検討作業部会を立ち上げまして、健診項目、健診単価等、協議、検討を重ねているところでございます。

由布市といたしましては、妊産婦健康診査の重要性、必要性を考えまして、妊娠、出産にかかる経済的不安を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を図るために、作業部会の方針及び市の財政状況を勘案いたしまして、これまでの公費負担の健診機会2回を5回にふやしてまいりたいと考えております。

次に、地方財政措置の拡充による少子化対策についてお答えを申し上げます。

障害児保育対策促進事業につきましては、公立や民間保育所で現在実施中でございます。平成19年度においては要保護児童対策地域協議会を立ち上げまして、市内で発生した児童虐待などによる事案についてケース会議で検討をし、内容によっては、県中央児童相談所、警察、保健師等、関係機関と協議、検証をし、地域の子育て支援ネットワークの機能を高めて、再発防止や予防に努めてまいります。まだまだ取り組みに不十分なところもございまますけれども、来年の組織機構再編の中で見直しをしてまいりたいと考えております。

次に、マタニティマークの活用と推進についてでございますが、現在、窓口においてマタニ

ティーマークの活用を推進するため、必要なパンフレットを配付している状況でございます。また、今後は、ホームページや市報等で市民にマタニティーマークの活用と推進についてPRをいたし、妊産婦さんが安心して出産、子育てができる環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、介護用品購入助成事業の実施についてでございますけれども、介護が必要な状態になっても、住みなれた地域で尊厳を持って、安心して住み続けることができる地域づくり、支え合いづくりを基本といたしまして、地域包括支援センター等の環境整備、介護サービスの充実、在宅福祉事業などの高齢者保健福祉対策に取り組んでいるところでございます。

この指摘のおむつなどの介護用品の助成につきましては、大分市は介護保険制度の中で給付事業の対象にしていることは以前より承知しておりました。このことにつきまして、第3期、平成18年から20年の由布市の高齢者保健福祉計画、介護保険計画の折、検討をいたしましたけれども、おむつ等の助成を実施した場合の経費、法定給付でないために、国、県、市の助成は全くないということでありまして、このおむつ助成の実施した場合の経費は全額個人の介護保険料に反映され、被保険者の負担が高くなるとのことで導入を見送った経緯がございます。第3期、平成18年から20年の計画の中での見直しは、当初設定の介護保険料の変更が余儀なくされまして、困難と考えているところでございます。今後は、第4期、21年から23年度、由布市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定に当たり、他市町村とも動向を見ながら見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の市営住宅における火災警報器の設置についてでございます。

現在、市で管理を行っております住宅は、挟間地域で203戸、庄内地域で254戸、湯布院地域で106戸、計563戸が全戸数であります。警報器は、由布市火災予防条例第29条の2に規定をして、設置が義務づけられております。また、条例の経過措置として、平成23年5月31日まで設置が猶予されておりますけれども、市営住宅につきましては、近い将来、全戸一斉に警報器を設置したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） お伺いいたします。きのうの溝口議員の答弁の中で、県のそういう、何とか協議会と言ってましたよね、地球温暖化防止協議会というのがあるということをお聞きしました。それをもとに由布市でも立ち上げていきたいということをおっしゃっていましたが、そういう、それはいつですか、期限を。

議長（後藤 憲次君） 環境課長。

環境課長（平野 直人君） 9番議員にお答えをいたします。

期限はございませんが、7月中にそれを立ち上げるように今準備をしてるところでございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） それに伴い、市の方も7月に立ち上げるということでしょうか。となりますと、そういう協議会の中とか、そういうところで研究していただいて、その条例等制定に向けての研究がなされるということでしょうか。市長。

議長（後藤 憲次君） 環境課長。

環境課長（平野 直人君） はい、そのとおりでございます。推進協議会は、現在地は津久見市と中津市が19年に立ち上げております、18年ですね。19年に大分市と由布市と別府市が立ち上げる予定で今研究をしております。そういう組織が立ち上がりまして、いろいろ相談しながら調査研究をしてみたいというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 先ほどの市長の答弁では、前向きに検討していきたいということでありました。ありがとうございます。温暖化対策について、先ほど市長の答弁にもありましたように、企業の方が優先しているんですね、こういう取り組みは。しかし、一般家庭といえますか、市民の意識を変えるためには、行政が率先してそういう条例等を制定して、目標とか、そういう住民の役割とか、そういうことをきちっと明確に目標を持った方がやりやすいと思いますので、ぜひこれは研究の上、早期に制定できますことを願っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、妊産婦無料健診の拡大とマタニティマークの活用と推進についてでございますけども、2回から5回までに拡大をしていただけたということですが、これはいつからですか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 10月から実施をしていきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） はい、ありがとうございます。先ほど、県の作業部会をつくり、そして検討を重ねて方針を出していくというふうにおっしゃっておられたんですけども、そもそも妊産婦の健診などは、昭和44年の、歴史は、昭和44年からは、国、都道府県が低所得者世帯に対しての負担でした。49年からは、県が、国庫負担3分の1と県3分の2で実施していたんですけど、平成9年からは実施主体が都道府県から市町村へ移っているんですね。そして、平成10年から、これが地方交付税措置とされて一般財源化されるようになりました。なので、地方交付税は今だんだん、年々減されて今きてるところですけども、こういうふうに一般財源化されて地方交付税と一緒に措置されるわけですけども、そうなりますと、ちょっと財源は少ない、だけど、いろんなニーズにこたえなきゃいけないということで、ここがおろそかになってはいけないという思いで私は一般質問をさせていただきました。

少子化対策、この事業は、19年度に拡充された事業は、妊産婦助成の拡大のためもそうなんですけども、その地域に、地方自治体によって決められるわけですよ。それは、先ほど市長が申しましたように、児童虐待防止に対する対策の推進とか、例えば地域における子育てへの力の強化、ネットワーク、ファミリーフレンド企業とか、そういういろんなものが想定されておりますので、しっかりまた計画を立ててしていただきたいなというふうに思いました。

そういう答弁だったので、今回は早くに出しておりましたので、非常に拡大の回数など早目に答弁いただきましたので、私も余り再質問することがありませんのですが、これからもどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、マタニティマークの活用と推進についてでございますけども、妊産婦さんへの思いやりをマークにしましたということで、担当の方が、担当課が皆さんの席の方に配付してくださってると思ひます。これは、人込みの多い中とか、禁煙、たばこを座れてる周りに、妊産婦さんはお腹が大きくなればわかるんですけども、わからないときには、なかなかそういうことが理解されなくて、押されたり、人込みの中で押されたり、また、たばこを吸ったりとか、そういうことがあって、大変気を使うということで、健全な、安心なお産をしていただきたいという思ひで、全国から募集してこれが成り立ったそうです。

そういうことで、各都道府県、市町村によっては取り組み方が違っております。例えばこういうポスターを張ったり、それから妊産婦さんへまたお配りしたり、いろんな形で宣伝といひますが、宣伝することができるんですけども、例えばキーホルダーとか、ストラップとか、ワッペンとか、母子手帳と添えて上げるとか、いろんな知恵を使いながらしている市町村もありますので、これは、私も初めてこれをこういうふうに発言させていただきましたので、今後またいい形になるように、また研究していただいて取り組んでいただければありがたいと思ひますが、とりあえず担当課の御意見をお聞ひいたします。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（太田 光一君） 健康増進課長の太田です。

議員さん御指摘のように、マタニティマークはまだ皆さんに周知がされておひません。それで、今お配りしましたような物を、ポスターをつくりまして、公の施設に掲示するとか、それから市報等でマタニティマークの周知をしてまいりたいと思ひておひます。

それから、今言われましたストラップとか、そういった物につきましても、これから課内で検討して、どういふものかいいか検討してまいりたいと思ひておひますので、よろしくお願ひします。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、おむつ等介護用品購入費助成事業の実施についての質問です。

これは、由布市内の方から相談を受けまして、大分市ではしているんですが、由布市にもぜひこの制度を取り組んでいただけないだろうかという切実な声をいただきまして、一般質問をさせていただきます。私はちょっと勘違いしてたんですけども、大分市としては横出し事業で介護保険の中の1割負担の中に入っているんで、在宅の人には不公平だからということで、この補助事業したということは今聞いたんですけども、ちょっと私勘違いしてまして、これもし国がそうであれば、これ不公平に当たるから、これ由布市としても取り組まないと、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思ったところです。そのこのところをもう少し詳しく説明してください。

議長（後藤 憲次君） 健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） お答えします。

まず、介護保険の中でいろんなサービスありますけれども、法定給付というのがあります。その中には、今言ったおむつにつきましては含まれておりません。そのために、市によっては横出しサービスというようなことで、これに上乘せしたサービスをやっておりますけれども、その経費につきましては、さっき市長が答弁しましたように、全額保険料に上乘せされる、そういうことになります。

由布市においても、保健福祉計画をつくる段階で、このことは検討いたしました。そのときに、これ正式な数字じゃないんですけども、1割程度介護保険料が上がる、そういうところから見送った経緯がございます。そのために、質問がありましたように、今後21年度からの第4期の計画をつくりますけれども、もちろんその中で検討させていただきたい、そういうふうに思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 現在、由布市で在宅介護されてる方は何人いらっしゃいますでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長でございます。9番議員の質問にお答えをしたいと思います。

18年度末で4万997件でございます。

議員（9番 淵野けさ子君） じゃなくて、人。

保険課長（飯倉 敏雄君） 人数等、同じです。同じでございます。件じゃなくて、人でいいです。

議員（9番 淵野けさ子君） 4万で、在宅で介護されてる方です。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 済みません、これ延べ件数ということで調べましたので、また後日調べまして報告したいと思います。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 多分そんなに由布市で件数としてはそんなになんないんじゃないかと思います。4万何件というのはどういう、内容は何ですかね。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長でございます。

これ1年間の要するに挟間、庄内、湯布院の延べで計算しますと4万997件になります。

議員（9番 淵野けさ子君） 延べで利用したということですか。

保険課長（飯倉 敏雄君） そうです。

議員（9番 淵野けさ子君） 利用回数。

保険課長（飯倉 敏雄君） 利用回数です。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） わかりました。社協が歳末見舞金を歳末に民生委員さんを通じて差し上げるんですけども、それによりますと、挟間13名、庄内26名、湯布院町12名で51名、社協の方はそういうふうに私聞いたところが言われたんですけども、そのくらい的人数ですか。4万といいますが、どうなんでしょう。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 私が調べたのは、在宅サービスを受けた件数が、1年の件数が4万幾らというふうに今説明をしたんでございますけども。このうち、議員の方からそのように私聞きましたので、それで調べまして、そういうふうに報告したんですけども。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 済みません、私、おむつの必要な人たちが聞かなかつたので、済みませんでした。社協の方もどういうふうに絞って、その51名というふうに、在宅見舞金という形でお伺いしているので、でも、まだこれ以上はいると思うんですね、人数的には。またこれ教えていただきたいと思います。しかしながら、来年が見直す機会だということなので、またこれは検討していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後ですが、市営住宅における火災警報器の設置についてですけども、一斉にと言いましたけども、これ結構563戸で、大体6,000円ぐらいすると言われたんですかね、警報器が。一斉にされるんですか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 一斉にやろうと思ってます、やる以上はですね。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） これは、もちろん市の財産ですので、市が負担するということですよね。済みません、市の財産ですので、市営住宅はもちろん全額市が負担するというところでよろしいでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） はい、そのとおりであります。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 私ちょっとこの、またさかのぼるんですけども、地方交付税措置が拡充されたと言われるんですけども、担当の方に聞きますと、地方交付税は一括して来るからわからないというわけですよ。そして、なおかつ減額されてくるので、それが何に充当するかわからないというんですけど、それはちょっと私もそこがわからないんですが、ちょっとそれを詳しく教えていただきたいんです。仕組みと申しますか、教えていただきたいんですけども。積算、積み上げて、そして予算にのせるわけですから、そういう、今年度は国からこういうふうな措置が来ましたよという形で、例えば少子化対策にはこういう形来ました、建設にはこう来ましたというふうに多分来ると申すんですけども、そこで操作して足したり引いたりするのは財政当局だと思んですけども、その何というんですか、流れと申しますか、詳しい仕組みですね、なぜわからないのかというところが聞きたいんですけど。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 9番議員にお答えいたします。

交付税でどれくらい入ってくるかということなんですが、結局、交付税というのは単位費用といいまして、この単位費用を出すときに、いろいろな細かい計算がございます。その単位費用を決めて、今度補正係数、いろいろあらゆる計算方法があるんですが、じゃそのうち交付税措置されたから、その分は幾ら入ってくるのかというのは、非常にちょっとややこしいちゅうか、難しいちゅうか、幾らというのは、財政課で検討したんですけど、お答えできないちゅうか、わからない状況でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） そういうふうに国が措置しても、例えばその市町村によっては、自治体によっては、いやいやこういうのが来たけども、うちはこっちの方が逼迫しているからこっちのに使いたいんだという、地方交付税はそういう市長の権限で使われるんですよ。ですけども、そういうところの割合と申しますか、そういうふうに言われながら、それがなされないことがあるということもあるという、ということですね。なると。よくわからない。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 9 番議員にお答えいたします。

確かに単位費用で総体ではふえてきていることは確かでございます。そのうちに消防費とか、保健衛生費、そういうので、また中にはもろもろ分かれるんですが、ふえてきてると減っているのを相殺して、やはり確かにふえてきてることは ちょっとこれ非常にお答えしにくいことではございません。

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） ちょっと補足させていただきます。

地方の交付税というのは、例えば福祉対策であれば、総枠で福祉対策ということで、そこに住民が何人おっていると、そして1人当たり1,000円ですと、掛け住民の数という形で来るんです。その単価が、都市によっては1,000円であったり、1,100円が上がったり、あるいは900円になったりする。そういうことの中の、その1,000円の中にいろんな福祉のさまざまなものが入ってますよということしかわからない。ただ、保健対策として1人当たり800円来てますと、そういうレベルしかわからないんです。だから、その中に10の国の施策が入ってるかもしれない。でも、その積み上げの内訳は一切わからない。国レベルで、総枠で交付税に何百億円入ってますということはありますけれども、自治体ごとにそれが具体的に幾ら出るかということは非常にわかりにくい。理論値では逆算はできますけれども、具体的にどれだけ入ってるということは明確に言いがたいところがあります。

理論値で単純に計算しますと、非常に、例えば人口の少ないところは、ほんの50万しか入ってない。しかし、実際のそれだけの施策をすると100万かかるということもあるわけでありまして。それで、いろんなことを個別の施策を積み上げて、国は入ってるというんですけれども、総額でかなり合理化とか、行政改革を見越して総枠で抑えられているということもありますので、実施の段階では本当にそれをやる必要があるのかどうかについては、それぞれの自治体が責任を持ってその重要度を判断してやっていく必要があると。

逆に、今自治体がやってる施策の中でも交付税措置をされてないものもありますし、交付税措置をされている以上のことをやっている分野もあります。例えば学校教育の分野でも、施設の維持の分野でも、実際に使っているお金は交付税措置でされているもの以上のものを出しております。そういうものがありますので、それを交付税措置をされているということは、1つの判断材料にならざるを得ないというのが実情です。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9 番 淵野けさ子君） 国から県におりてきて、県からまたその重点事業とかは市町村に

もおりてくることもあるんですけども、例えばそういうふうにおりて、例えば福祉の対策費におりてきたときには、原課の方には例えばこういう方針でとかいうその通知とかはないんですかね、そういうときには、どっかわかる人。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課であります。

そういうものはございません。県の方からそういうふうに通達が所管課の方に来た段階で、こういうふうに交付税算入されておるからということで予算要求などはいたします。直接財政の方からは、これだけ来たぞというようなことはございません。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 何かわかったようなわからないような、よくわかりませんが、もう全体的にプールして入ってくるので、そういうふうにならざるを得ないのかなというふうに思いますが、ちょっとその流れが私も今回わからなかったもので、拡充した少子化対策には何、由布市として何を使っているのかなというふうに聞いたわけです。しかし、市長の答弁の中で、児童虐待に対するいろんな防止の推進とか、そういうものが入っておりますので、それはそれで計画されていることだと思って受けとめております。

妊産婦のまた健診に戻るんですけども、高齢出産の方には、また余分な無料のあれがついてるんですけど、それも1つの拡充のあれでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（太田 光一君） 今回の件に関しましては、とりあえず2回を5回にするということだけでございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 現実に今、高齢出産の方は、特別にまたお産の危機、危険度が高いということもあるのかな、無料で健診の2回プラスそれがついてあるんですね、申請したら。だから、それが、ああこれはいいことだなと思ったんで、現実に今そうなんですけども、由布市でもそうなるんですけどもね、35歳以上の高齢出産される方はね。だから、その分とかも、その拡充の中に入ってたのかなと思って、ちょっと聞いてみたんです。これからそれをふやすとかじゃなくて、それが現実にあるので、それはいつごろからされてるのかなと、それが聞きたかったんですけど。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（太田 光一君） そこらにつきましても、ちょっと私勉強不足なんですけど、十分検討して、またお答えをしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） はい、ありがとうございます。このたびは通告を早くしてましたので、回答の方が早く来てましたので、私も余りこのことについては再質問することがありませんので、以上で終わりたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 以上で、9番、淵野けさ子さんの一般質問を終わります。

.....
議長（後藤 憲次君） ここで休憩いたします。再開は10時50分から再開します。

午前10時41分休憩

.....
午前10時51分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。暑い方、上着をとってください。

それでは次に、2番、高橋義孝君の質問を許します。

議員（2番 高橋 義孝君） おはようございます。2番、高橋義孝です。ただいまは、敬愛する後藤議長より、12月定例会以降、名前呼ばれまして、私として非常にうれしく思ってます、また感動いたしております。議長におかれましては、多分病で不安であったことと存じますが、見事全快され、議場に復帰されたことを心よりお喜びを申し上げます。今後も卓越した行動力と指導力で由布市議会を引っ張っていただきたいというふうに思います。どうぞ御活躍御祈念申し上げます。

議長（後藤 憲次君） ありがとうございます。

議員（2番 高橋 義孝君） それでは、議長の許可を得ましたので、市民の代表の一人として、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。しばらくの間おつき合いをいただきまして、後ほど御意見、御批判をいただければ大変ありがたいと思っています。どうぞよろしく願います。

なお、答弁におきましては、簡明かつ詳細な答弁をお願いいたします。

それでは、まず法定外公共物についてお伺いをいたします。

法定外公共物とは、道路、河川等の公共物のうち、道路法、河川法等の公物管理に関する法律の適用や準用を受けないものであり、里道や普通河川と総称される湖沼、ため池、水路などがこれに当たります。

これらの法定外公共物の財産管理は、従来、国の機関委任事務として都道府県知事が行っていましたけども、平成11年7月16日に公布、翌12年4月1日に施行された地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権一括法により、国有財産特別措置法第5条第1項が改正され、法定外公共物に係る国有財産を市町村に譲与するための根拠規定が設けられ、現に公共の用に供してるものによっては国有財産を市町村に譲与し、機能管理及び財

産管理等も自治事務とするものとし、機能の喪失しているものについては国が直接管理事務を執行するとして、法施行の日が5年以内、ですから、平成17年の3月31日までに譲与手続を完了させ、その後、譲与された法定外公共物については、市町村が適切と判断する方法により管理を実施することとなっています。

我が由布市においても、合併前の旧3町においてそれぞれ譲与申請を行って、現在に至っていると思います。そこで、お伺いをいたします。

まず1点目として、この譲与された法定外公共物の適正管理のあり方についてお伺いをしたいと思います。

法定外公共物の実態をどのように把握され、その管理についてはどのような取り組みを行っているのか、現状についてお知らせください。また、適正管理のあり方について今後どのようにお考えであるかお伺いをいたします。

2点目といたしまして、用途廃止についてお伺いをいたします。

法定外公共物として、その用途目的が喪失し、将来において公共の用に供さなくなった場合は、行政財産の用途を廃止、普通財産として管理し、有効利用、有効活用することが求められると考えますが、どのようにお考えであるかお伺いをいたします。

続きまして、3点目として、売却及び譲与、払い下げについての考えをお伺いしたいと思います。

法定外公共物の売却及び譲与等についてはどのようにお考えであるかお伺いをいたします。また、売却価格の決定や譲与等の判断、条件はどのような手順、手続で行われるのかお伺いをしたいと思います。

法定外公共物については、以上3点についてお伺いをいたしますけども、いずれにいたしましても、これら機関委任事務制度の廃止や国の関与の縮減などの改革は、国の地方自治体に対する縛りを弱めて、地方自治体が自主的な判断を行いやすくしようとする趣旨から実施されたものであると思います。この改革を実効あるものにするためには、地方行政の担い手である地方自体がこの改革の成果を活用し、工夫や改善を加えていかなければなりません。地方分権一括法がもたらした意味をよく吟味し、地方自治体がみずからの改革を進めていく努力が必要であると私は考えています。

また、地方分権一括法は、国と地方自治体との関係の改善に重点を置いており、地方自治の基本である住民自治を推進するための改革については触れられておりません。住民から遠ざかった政治、行政を手の届くところに近づけていくためには、地方自治体が住民自治を推進していくための仕組みを整備していくことが必要です。そのようなことも当然御理解いただいているものと存じますので、答弁のほどをよろしくお伺いいたします。

続きまして、大題目の2番目の教育行政について、教育長にお伺いをしたいというふうに思います。

私、毎回申し上げますけども、教育は国家百年の大計であり、まちづくりの原点は人づくりであり、由布市の輝く未来を思うとき、教育抜きでは語れないというふうに思っています。教育基本法の改正後、現在の第166回通常国会では、学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び教育職員免許法、教育公務員特例法の一部を改正する法律案のいわゆる教育3法の改正案が参議院で審議中であり、着実に教育改革が実施されてきています。

また、中央教育審議会が平成19年3月10日に答申した教育基本法改正を受けて、緊急に必要とされる教育制度の改正については、法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされた。これは、新たな時代の教育の幕あけであり、我々はこの改正教育基本法の精神にのっとり、新しい時代にふさわしい教育を力強く総力を挙げて進めていかなければならないと述べ、また、学校を支える教育行政制度の改善を図り、国民と児童、生徒に対する責任の所在を明確にすることは喫緊の課題であり、改正教育基本法の定めるところに従い、地方分権の理念を尊重しつつ、国と地方公共団体が適切な役割分担と相互の協力のもと、司法における教育行政の中心的な担い手である教育委員会の体制を充実しなければならない。

人の育成を担う教育の重要性にかんがみ、教育基本法において定められた教育の実施についての国の責任をしっかりと果たし、国民の信頼に真にこたえられる教育行政の体制を構築する必要があるとし、未来を担うすべての子供たちにこたえられる教育行政の体制を構築する必要がある。いかにして充実した、質の高い教育の機会を保障できるかとの観点を忘れずに、国、地方公共団体、学校、家庭及び地域社会が緊密に連携、協力し、それぞれの責務をしっかりと果たしていくことこそが今求められているというふうに答申をしています。

そこで、まず初めに、教育基本法の改正に伴う教育行政の対応について5点ほどお伺いをしたいと思います。

1点目として、改正教育基本法の認識についてお伺いをいたします。

今も述べましたように、改正教育基本法の施行から約半年が経過し、教育改革は実行の段階を迎えています。改めてこの法改正をどのように認識されているのか、教育長の所見を求めます。

2点目として、公共の精神についてお伺いします。

改正教育基本法の前文及び教育の目標の中に、公共の精神が新たに規定されましたが、教育長としてどのようにお考えであるかお伺いをしたいと思います。また、この言葉が入ったことに関して、どのように施策として取り組んでいかれるのかをお伺いしたいと思います。

3点目として、家庭教育についてお伺いいたします。

法第10条に家庭教育の条項が新たに規定され、家庭教育が重視されていますが、どのようにお考えであるかお伺いをいたします。また、これもどのように施策として取り組んでいかれるのか、とりわけ学校として保護者への指導などの考えがあるのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

4点目、学校、家庭及び地域の連携についてお伺いをいたします。

法の第13条に、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携、協力の条項が新たに規定されましたが、どのようにお考えであるか。また、どのような施策として取り組んでいくおつもりなのかお伺いをいたします。

5点目として、学校教育についてお伺いをいたします。

法第6条第2項において、体系的な教育が組織的に行わなければならないと新たに規定されているが、現在行われている教育との違いは何であるとお考えであるか、これについてお伺いをしたいと思います。

続きまして、平成19年度由布市教育方針について5点ほどお伺いをしたいと思います。

昨年、平成18年は由布市教育構想であったんですけども、平成19年度は由布市教育方針ということで、また1つ踏み込んだ形で方針を出されていることに敬意を表したいというふうに思います。

1点目として、平成19年度の由布市教育方針を決めるに当たって、この改正教育基本法をどのようにとらえ、策定されたのかについてお伺いをいたします。

2点目として、市内小中20校ありますけども、学校経営案についてお伺いをいたします。

市内の各小中学校の平成19年度学校経営案に今年度の由布市教育方針がどのように反映されているのか、関連についてお伺いをしたいと思います。また、その手順について、どのような時系列で取られたのかについてもあわせてお伺いをしたいと思います。

3点目として、確かな学力の育成についてお伺いをいたします。

平成19年度由布市教育方針の中に、重点項目として、学習指導方法の工夫改善により基礎基本の徹底を図る教育が掲げられていますが、どのように重点的に推進されるのかお伺いをいたします。また、改善に当たっては、教育方針の中にありますが、実態、目標、計画、実行、評価、改善のサイクルを生かして取り組むことが私も不可欠であると考えますが、どのような方策をお考えであるかお伺いをいたします。

また、指導方法、指導体制の工夫改善においては、公務をつかさどる学校長も含めた教職員全体としての資質の向上が求められると考えますが、どのような取り組みを行っているのかお伺いをいたします。

あわせて、東京都杉並区の取り組みのように、教育委員会として師範塾等を設立し、教育環境

の基盤を強化するお考えはないのか、それについてもお伺いをしたいと思います。

続きまして4点目、開かれた学校についてお伺いをいたします。

教育方針の中にも大題目として信頼される学校（園）が掲げられ、その中で開かれた学校づくりが規定されていますが、この開かれた学校づくりをどのようにとらえ、どのようにお考えであるか、教育長の所見をお伺いします。

5点目として、学校、家庭、地域の協働による教育についてお伺いをいたします。

由布市教育方針の重点項目として、学校、家庭、地域の協働による教育が掲げられています。この3つの協働が重要であると言われ続けて久しいわけですが、なかなか具体的に協働が実現していないのが現状ではないかというふうに私は認識しています。そこで、教育委員会として社会総ぐるみで教育の振興を図るために、改めて青少年の町等を宣言し、学校、家庭、地域のきずなを再生するお考えはないのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

以上、再質問については本席で行わせていただきます。どうぞ御答弁よろしくお願ひいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 2番、高橋議員の御質問にお答えをいたします。

法定外公共物の管理についての1点目の御質問であります、法定外公共物の実態把握とその管理についてでございますが、里道、水路等の法定外公共物につきましては、地方分権推進計画、平成10年5月29日閣議決定いたしました、におきまして、機能管理、財産管理を市町村事務とすることが決定されました。その後、平成11年、国有財産特別措置法第5条第1項が改正されまして、平成12年4月1日より施行されましたところであります。

由布市におきましては、合併前の平成16年度より譲与事務を行ってきておりまして、平成19年3月31日をもって手続を完了いたしました。譲与された法定外公共物の数量、特定図面ごとには5万3,170カ所ございまして、機能別内訳といたしましては、里道が2万6,322カ所、水路が2万6,848カ所となっております。地域別内訳は、挾間地域では、里道が8,593カ所、水路が9,661カ所、庄内地域では、里道が1万2,015カ所、水路が1万1,279カ所、湯布院地域では、里道が5,714カ所、水路が5,908カ所となっております。今後は、譲与された財産を精査するとともに、法定外公共物の管理に関する条例に基づきまして適正に管理してまいりたいと考えております。

次に、2点目の法定外公共物の用途廃止につきましては、申請に基づきまして、建設課の担当職員が現地調査及び書類審査の上、廃止が適当と認めた場合は、申請者に用途廃止の通知をしているところでございます。したがって、現行は申請者からの申請に基づき用途廃止の手続を行っておりますが、議員御指摘の機能してない法定外公共物につきましては、廃止、普通財産と

した上で有効利用したらどうかということにつきましては、譲与された法定外公共物が5万3,000カ所もありまして、このうち機能してない法定外公共物の実態捕捉となりますと、かなりの時間や費用を必要とすることが予測されております。このような事柄に取り組んでいる先進地の市町村もあると聞き及んでおりますので、今後調査研究をしてみたいと思います。

次に、3点目の法定外公共物の売却等の考えにつきましては、申請者が必要に駆られて売却の申請をしてきたと思われまますので、市といたしましても用途廃止が可能ということであれば、申請者の意向に沿った形で対応すべきでないかと考えております。

また、売却価格の決定等の判断や条件などの手順や手続につきましては、主管課で行った法定外公共物用途廃止に基づきまして、建設課から管理課、契約管理課あてに財産の引き継ぎ通知が行われます。後日、申請者から普通財産払い下げ申請書が契約管理課に提出された場合は、払い下げ価格基準に基づき、利用目的に応じた適正な時価を決定をいたしますが、価格算定に当たりましては、近傍類似地の固定資産税評価額から割り戻した不動産鑑定価格がもとになっております。その後、土地の用途指定や指定期間などを規定した売買契約書を作成いたしまして、契約締結後40日以内と定めた売買金額の収納が確認できた時点で所有権移転の手続となりますけれども、この費用につきましては借受人の負担としております。

次の教育行政につきましては教育長が答弁いたします。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 2番議員の高橋義孝議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の教育行政についてのお答えでございます。

教育基本法の改正に伴う教育行政の対応につきまして、1点目の改正教育基本法の認識についてお答えいたします。

教育基本法は、昭和22年の制定以来、半世紀以上が経過し、この間、科学技術の進歩や情報化、国際化、少子高齢化など、教育をめぐる状況が大きく変化いたしますとともに、子供たちの道徳心、自立心や学ぶ意欲の低下、家庭や教育の教育力の低下など、さまざまな課題が生じておりまして、これらに対応するため今回の改正がなされたと考えております。

改正の主なポイントは、公共の精神、我が国と郷土を愛する態度、家庭教育、学校、家庭、地域社会の連携、協力などございまして、今後の教育において、より一層重視して取り組むことが求められております。新しい時代の教育理念が明確にされ、未来を切り開く教育の実現を目指すものと考えております。

2点目の公共の精神につきましては、公共の精神とは、社会全体の利益のために尽くす精神でありまして、国や社会の問題を自分自身の問題として考え、そのために積極的に行動する精神を

言うものと考えております。これからの教育は、個人の尊厳を重んじますとともに、それを確保する上での不可欠な公共に主体的に参画する意識や態度を涵養することが重要であると考えております。今後、学校教育におきましては、社会科や道徳の時間、総合的な学習の時間等の中で、日本人としての自覚や権利と義務、自由と規律などの学習を深めますとともに、農業体験や職場体験などの豊かな体験活動や地域行事への積極的な参加など、地域社会との協働による教育をより一層推進してまいりたいと考えております。

3点目の家庭教育につきましては、家庭教育はすべての教育の出発点でございます、子供に豊かな情操や基本的な生活習慣、家族や他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観やマナーなどを身につけさせる上で大変重要な役割を担っております。このため、今回の教育基本法の改正に当たりましては、子供の教育について第一義的な責任を有することを明確にいたしまして、家庭教育の役割について規定されたものと考えております。

これまで学校におきましては、家庭と密接な連携のもとに、子供の基本的な生活習慣の育成や規範意識、自制心や自立心などの育成など、心身の調和のとれた発達が図られますよう、PTA活動や広報活動を通しまして、保護者に対する学習の機会や情報の提供を行っておるところでございます。

今年度は、由布市挙げて早寝、早起き、朝御飯の推進に取り組んでおりますが、このような取り組みを通しまして、今後家庭教育への一層の支援を図ってまいりたいと考えております。

4点目の学校、家庭及び地域住民等の相互の連携につきましては、子供の健全育成、そして教育の目的を実現する上で、申すまでもなく、学校や家庭が大きな役割を担っており、これらを支える地域社会の果たすべき役割も非常に大きくなっております。こういう趣旨から、学校、家庭、地域社会の3者がそれぞれに子供の教育に責任を持つとともに、相互に緊密に連携、協力して、教育の目的の実現に取り組むことが重要であると考えておるわけであります。

由布市におきましては、各学校で11月1日の大分教育の日の取り組みを中心に、年間を通して事業公開を行いますとともに、学校評議員等によります学校評価を実施し、学校、家庭、地域の相互理解と家庭、地域の意向を反映した学校運営が行われているところでございます。

また、地域の人材の皆様方が、事業や行事、部活動等に参加していただいたり、スクールガードや老人会等の皆様方が、子供の安心、安全確保のために登下校の見回り活動をしていただいたりしており、これまで多くの学校で、家庭、地域社会との一層の連携が深められております。

教育委員会におきましては、今年度から学校、家庭、地域社会の協働による教育を目指した由布市教育ネットワーク会議を立ち上げることにいたしておりますので、このネットワーク会議を通しまして、組織的に相互の連携、協力がより一層図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

5点目の学校教育につきましてでございますが、学校は本来、人的、物的条件を備えて、一定の教育課程に基づきまして、児童、生徒等の心身の発達段階に応じて、組織的かつ体系的な教育を行う場でございます。教育の目的を実現する上で中心的な役割を果たすことが期待されているところでございます。

しかしながら、これまでの教育基本法では、学校の役割については規定されておりましたから、今回の基本法におきまして、これからの教育のあり方として、幼小中の発達段階に応じた体系的な一貫した教育の必要性や家庭や地域社会と連携した組織的な教育の重要性等から、学校の基本的な役割について明確に規定されたものと考えております。

次に、平成19年度由布市教育方針の1点目の平成19年度由布市教育方針についてでございますが、教育委員会といたしましては、平成19年度由布市教育方針の策定に当たりましては、まず初めに、改正教育基本法の認識について述べたとおりでございますが、これからの21世紀の教育の基本的な方向を示す改正基本法の理念を踏まえまして、21世紀を切り開く、心豊かで、たくましい人づくりを目指しまして、学校、家庭、地域社会の協働による教育をすべての基盤に位置づけ、知徳体調和のとれた、より質の高い教育づくりに取り組むことを基本方向として策定いたしました。

また、改正のポイントである規範意識の向上や郷土を愛する心の育成、公共の精神を培う豊かな体験活動の推進、学校評価制度や教職員評価システム等を活用した教職員の資質能力の向上等を主要な取り組みとして示しまして、積極的に取り組むことにいたしております。

2点目の学校経営案についてでございますが、平成19年度の由布市教育方針につきましては、今年1月末に基本的な方針を策定し、2月に実施いたしました。すべての学校への学校訪問や毎月開催されます校長会、教頭会、各種研修会等におきまして十分にその趣旨を周知いたしまして、市教育方針を踏まえたそれぞれの学校経営方針を作成するよう指導を行ってまいりました。さらに、5月初めに実施いたしました校長面接や5月末の教育委員学校訪問等におきまして、由布市教育方針について具体的な指導を行っており、各学校の経営案に生かされ、実践されていると考えております。

3点目の確かな学力の育成についてでございますが、確かな学力の育成のためには、綿密な教材研究のもと、1時間1時間の授業を大切にすることはもちろんのことではありますが、次の4つの方策を重点的に推進してまいりたいと考えております。

1点目は、少人数指導等の個に応じたきめ細かな指導の推進により、基礎基本の徹底を図ること。2点目は、補充的な学習や発展的な学習を行い、一人一人の個性等に応じて子供の力をより一層伸ばすこと。3点目は、地域人材等の積極的な活用を図り、学ぶことの楽しさを実感させ、学習意欲を高めること。4点目は、朝読書や家庭学習の充実等、学びの機会を充実させ、学ぶ習

慣を身につけさせることであります。

次に、実態把握、計画実行、評価、改善につきましては、国、県、市が実施いたします学力テストの結果をもとに、由布市及び各学校の状況を把握し、具体的な学力向上への取り組みを計画、実践、評価、工夫改善を図っていくことにいたしております。このため、各学校における取り組みを学校ごと、あるいは市全体で行います定期的な学力向上会議におきまして検討、協議することにより、相互に連携を図りながら、由布市全体の学力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、指導者としての教職員の資質向上につきましては、校内研修、校外研修等に積極的に参加できるよう取り組みますとともに、教職員の学校教育活動に対する目標管理と能力業績評価を行う教職員評価システムを実施し、教職員の資質能力の向上と学校教育の活性化を図っております。

特に目標管理におきましては、教職員一人一人が年度初めに、学習指導や生徒指導、研究、研修等の分野ごとに具体的な取り組みの目標を定めまして、教育委員会、校長、教頭の指導のもと実践評価し、工夫改善することを通して一人一人の資質能力の向上を図っているところでございます。

次に、教育環境基盤の強化につきましては、先ほど申しました学校、家庭、地域社会の教育ネットワーク会議が、そのために設置するものでございまして、このネットワーク会議の中で具体的にどういう取り組みができるか検討してまいりたいと考えております。

4点目の開かれた学校についてお答えいたします。

開かれた学校とは、一口で申しますと、学校と地域社会が双方向で連携、協力し合う学校でありまして、信頼される学校づくりを目指すものであると考えております。このような学校を実現するためには、保護者や地域社会の意見や要望を的確に学校運営に反映させ、それぞれの地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めることが大切であります。

同時に、保護者や地域住民の皆様方が学校とともに地域の教育に責任を負うとの認識のもと教育活動に積極的に連携、協力していくことが重要であると考えております。このような開かれた学校づくりに向けまして、今後さらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

5点目の学校、家庭、地域の協働による教育についてお答えいたします。

由布市教育委員会では、社会総ぐるみで教育の振興を図る必要性があることから、本年度、学校、家庭、地域社会の協働による教育を推進するため、地域教育ネットワーク会議を立ち上げることにしており、現在、その取り組みを進めておるところでございます。また、青少年の健全育成に向けまして、各地域での青少年健全育成市民会議の設立に向け取り組んでおります。

御質問の青少年の町宣言につきましては、このような組織の結成後に市全体で検討してまいり

たいと考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。さすがに通告を早くすると、詳細な説明が得られるものだなと実感しました。それでは、法定外公共物について再質問、市長わからなければ担当課でも結構なんですけども。（「マイク入ってない」と呼ぶ者あり）済みません。

市内で5万3,170カ所あって、実態捕捉にはかなりの費用がかかるというふうな御説明だったんですけどもね、これ譲与を受けるときに、本来実態をきちっと、現に公共の用に供してるものに関しては国から地方自治体に譲与しますよ。だから、それ供してないものに関しては、国が機能管理をして、もちろん国も用途廃止するつもりだったんですけどもね。だから、本来譲与するときには当然これされてなきゃいけなかったんですけども、それはせずに譲与受けたのかどうか、そのときのことがわかってるか。もちろんしないでやったんでしょうね。今わかってないということですね。だから、そういうことがありますので、実態をきちっと私は調査するべきだと思いますけど、その方法についてどのように考えてるか、もう一度御答弁お願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長でございます。お答え申し上げます。

御指摘の件については、合併以前から譲与が始まっております。その中で、合併時に問題がある箇所といたしますか、それぞれの3町にしているんな、特に水路関係でございますが、いろいろな問題点が生じております。そういうものをきちっと整理するまでは受け取れませんというようなことから、本年の3月31日までに受け取りといたしますか、譲与そのものがずれ込んできたような状況でございます。

その中で、今図面等をいただいておりますが、まだ正式に総延長、箇所数とかはわかっておりますけど、まだその箇所に対して1カ所当たりの延長とかいうものは全部まだ精査してございません。そういうものを整備しながら、今後良好な管理につなげていきたいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 私が最大に言いたかったことはその辺なんですけども、里道といいますと、イメージ的にあぜ道のような感じの里道を市長、皆さんも御想像されると思うんですけど、地域のなりわいとして、地域住民だけが使うあぜ道のようなものを里道というんですが、明らかに里道であっても、例えば郵便局の配達の人が来たり、ちょっとタクシーが通ったり、そういった里道も現在あるわけなんです。そういった里道を、住民の生活に密着してるから、住

民皆さんで手出しして補償してくださいよというの、これ限界があるのが結構あるんですね。だから、そういったものには、少なくとも現課である建設課が実態を把握して、その補充に関しては原材料費の支給ぐらいいはしましよというふうな規定をどこかで設けていかなければ、今回も里道を市道に格上げというふうなことがありますけども、私この手順についても以前からおかしいと思ってるんですが、本来であれば、行政として現地を見に行っ、これは明らかに里道ではおかしいなと、市道にしなきゃいけないという積極的、前向きな姿勢が私は必要であるというふうに思うんですけども、市長はいかがお考えでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 地域住民の用途に供している里道ということで、その里道の幅員とか、そういうことについてと、それから、どれくらい有効な利用をされてるかとかいうことも十分考えていきたいと思えますけども、そういうような大きな里道があれば、それはそういうことは十分考えていけると思えます。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） そこは、ぜひ市長、前向きに御検討をお願いしたいというふうに思います。

それと、今のは里道が、とても里道じゃなくて市道みたいになってるよという部分の御質問なんですけど、もう一点、その用途廃止について、極端に言いますと、2メートル幅の10メートル延長ぐらいがある里道があるとします。これはもう全く里道といって一応字図上には記されてるけども、敷地の一部になってまして、ある方がその増改築をしたりするのに、その2メートル幅10メートルの延長のほんの一部を使用したいとなったときに、厳密に言うと里道は占有ができないんですよね、河川占有であるとか、市道占有はできるんですけども。里道は占有ができないので、2メートル幅掛け10メートルの延長を用途廃止して、それだけを買いなさいと言われるわけなんですよね、もし用途廃止したときは、でも、実際、個人が使いたいのはほんの一部なんですけども、用途廃止申請をして、そういうことをすると、全部買いなさいと言われて、極端に言うと、そういった測量から計画すべてするお金が莫大にかかる、なおかつそれが土地代よりも高いことがあったときに、ああもう、これはもうこのまま占有、不法占有しとけというふうなことにもなりかねない。

もう一つは、そういった里道を有効活用することによって財政力もアップするというふうなことが考えられますので、今のことに関して、市長、どのように思われますか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 里道は必要に応じて売却もしていいと思えます。その辺の分割売却がどのようにするか、私まだわかっておりません。課長がわかれば。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 里道、一概に里道と申しまして、今の状況で、今高橋議員が想定されてる分については、特定の方が利用されてる部分の里道ということだと思いますが、原則といたしまして、里道は大勢の方が利用するというようなことから、今里道廃止、あるいは水路廃止するについては、当該自治区の自治委員さん、あるいは近隣の近接の方の同意書を添付をいただいております。そういう物がそろえば前向きに考えていきたいというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ前向きに考えてください。原則論を今課長言われて、私もそうだと思います。でも、それは机上のことであって、現場をしっかりと確認して、現地に見合った、その状況に応じた臨機応変な対応を私はしていただきたいと思います。なぜかといいますと、先ほど申しましたように、これは地方分権のねらいのもと、こういった譲与をされたと。

ある市町村では、いや、うちなんて、里道もうすごい手続簡単で、すぐお分けしてくれたよ、ここで差が出てくるんですね。これ格差というのかどうか私はわかりませんが、住みよさ、手続のしやすさということで、どんどんどんどん自治体の力量によって差が開いてきますので、ここは前向きにぜひ考えて、この法定外公共物については積極的に御検討をいただきたいというふうに思います。

続いて、市長、もう一点、法定外公共物で、先ほど用途廃止については、今申請だけしか受け入れてませんよね。今のようなことを検討いたしますと、積極的にこっちから用途廃止ができるような条文が条例上にないとできませんので、今は申請があって用途を廃止しますよという条例構成になってますけども、そのもう一文、「市が判断したときにおいては市長が」でもいいんですけども、そういう条例変更が、そういうことを検討するとそこにたどり着くのかなというふうに思いますので、そこはぜひ御検討ください。

続きまして、教育行政についてお伺いをします。

まず、法改正に伴う教育行政の対応についてお伺いをいたしました。教育長が法改正をどのように受け取られているのかというのは、大体はわかりました。なぜ私がこういうことを教育長にまた、もう就任されて日がたってお伺いするかというと、お気持ちを悪くなさらないでください。非常に教育長がどのような哲学を持って、教育をどう考えて、どのようなビジョンで由布市の教育をやっていこうかというのが、市民にはなかなか伝わらないというふうな御意見を多々耳にするわけなんです。

1つは、先ほど教育長も法改正の認識の中で、60年ぶりに法が改正された。なおかつ由布市においては、平成の大合併において新しい町であると。この新しい町に、教育の大転換期であ

る教育基本法が改正になったときの教育長であるという御認識がどれほどあるのかなというのが市民にはなかなか伝わってこないらしいんですね。教育の大転換期である教育長たるもの、ビジョンを持ってどんどん行動して行って、現場を見て、教育に情熱を持って、使命感持って当たっていただきたい、それがなかなか見えないなということをお聞きするもので、私ちょっと改めてこういうことをお聞きしたんですけど。再度、そういった時代の中で、教育長、その教育に対する哲学と申しますか、ビジョンというもの、これだけは私は由布市の教育でやっていきたいというものが何か目玉があればひとつお答えいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） お答えします。

新しい教育のあり方というのが基本法で定められたわけでございますけど、私は、そういう基本法の精神を踏まえながら、地域の子供は地域で育てると。そして、由布市ならではの教育、由布市で教育を受けてよかったと言えるような教育をつくっていききたいというふうに基本的には考えております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ですから、教育長、由布市ならではの教育というのは何なのかということをお伺いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） それは、今回教育ネットワークを立ち上げたのも1つのあれでございまして、子供たちが心豊かに、健やかに育つという教育基本法の精神を踏まえまして、それぞれの方々がいろんところで子供の教育に一生懸命取り組んでおられると、そういう学校、家庭、地域、それぞれの取り組みをさせていただいておるんですけども、本当にその方向が1つのベクトルの方向と申しますか、向いてないんじゃないかなと。そういう意味で、このベクトルの方向を1つに向けたいということから、この会議を立ち上げたわけでありまして。

そういう中で、これからの由布市の教育、子供づくりはどうあればいいかということについても十分議論をしていただきたいと思っておりますし、私どもの考えもその場を出していきたいというふうに思っておるわけでありまして。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） はい、ありがとうございます。教育長は輝かしい実績を持たれて、我が由布市の教育委員と、私たちは教育委員として同意をしたわけですね、教育長になったのは教育委員会からの互選ですから。そういったことで、1つは、県でも輝かしい実績をおさめられた、その実績をフルに生かして由布市の教育を引っ張っていくんだとかいう強い信念みたいなものを私は少しは感じていきたいと思うんですけど。

日出町で、この間、社会子育て町全体デーというふうなことをやりましたですね。地域はあ
いさつ、家庭は食育、学校は花いっぱい運動、とにかくみんなで子供たちの教育をやっていこう
じゃないか。これ県の事業なんですね。私は、こういったノウハウを教育長が持たれてると思う
んですね。県の事業を引っ張ってこなくても。私、教育長が持ってる、今まで積み重ねてきたい
ろいろなノウハウをこの由布市で私は生かして行ってほしいという思いです。ですから、遠慮せ
ずに、今まで培ってこられたこと、こんなこともやりたい、あんなこともやりたい、こんなこと
もできるじゃないかということをお教育委員会、部局一体となって、私はもっと積極的に推し進め
ていただきたい、そういうふうに思っています。

それと、先ほど由布市の教育構想を今年度、教育方針ですね、構想から一步踏み込んで方針に
していただいたということで、私は敬意を表したわけなんですけども、学校長、教頭などを通じ
て各教職員の方たちに伝わるだろうということなんですけれども、例えば全教職員を一堂に集め
て、教育長の教育方針、教育理念等を発表する、勉強するという研修等はお考えではありません
か。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） お答えをいたします。

教職員全体が集まる会というのが以前はあったようでございますけれども、非常に5日制の中
で授業確保が難しいということから削減しておりまして、それぞれのいろいろな部会ですかね、
そういう場で私は教育の方針についてお話をしております。そういう場があれば非常に手取り
早い、いい方法かもわかりませんが、非常に今現状を見ますと難しい状況があるようであ
ります。今後、そういう場が設定できれば設定していただくように協議をしてまいりたいと思っ
ております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 教育長、設定していただくというのは、教育委員会として、教育
長として設定できないんですか。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） そういう教育委員会として全教職員を集める会議というものは非常に
開催が現状では難しいわけでありまして、学校の実情を踏まえて、そういう責任者と十分協議す
る中で持てれば一番いいのではないかなというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 教育長としてもだめなんですね。教育委員会として、教育長とし
て全職員を集めて研修というのが法的にできないんですか。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） それは、法的にはやろうと思えばできるわけでありましてけれども、決して、今いろいろな問題を考えたときに、トップダウンだけでは非常に難しい状況ありますし、教育改革は現場から進めていくというのが基本だと私は考えております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） それはもちろんそのとおりなんです。トップダウン、でも、その場でボトムアップもできるわけですから、由布市教育行政のトップの人がどういう考えを持っているかというのをじかにお話することって大事だと思うんですけどもね。

例えばですよ、例えて株式会社だとしますよ、教育長が株式会社の社長であって、20校、営業所長がいると、その下に社員がいるとしたときに、営業所長とは常日ごろから経営に関しての意見交換してるけども、従業員に対しては全然顔もわからないよ。何を考えてるのか、うちの会社、どういうふうな社長がお考えでやっていきたいのかなと思ったときに、この大転換期で教育をやっていこうと思ったときに、トップである社長が従業員一人一人に私はこういう考えだということを伝えるということは当たり前だと思いますけどもね、いかがですか。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） それは当然だと思いますし、私も学校訪問を定期的にやる中で、学校の、その学校の全教職員にはその場で考えをお願いをしておりますし、いろいろ町単位、あるいはいろいろ管理職とか、校務分掌別の会議には出てお話をしております。全体を一堂にという、この取り組みについては今後十分検討してまいりたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） はい、ありがとうございました。

じゃ教育長、次にお伺いします。指導方法、指導体制の工夫改善であるとか、学習指導方法の工夫改善、基礎基本の徹底を図るというふうなことで、今本由布市には指導主事の方が2名おられると思います。現在、上からのいろいろ調査や研究で、指導主事のデスクワークというのかなりふえてると思いますけども、現在何回ぐらい月に現場に出かけておられるか、その実態についてちょっと教えてください。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 指導主事の学校指導につきましては、基本的には学期に1回、各学校学期に1回、年3回、指導主事を招いて指導を受けるように指導をしております。そのほか研究指定校とか、あるいは学校によってはそれ以上の要請をいただいております、この6月では、ほとんど毎日各学校を回っておる状況でございます。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 指導主事を置かれて、合併のときから置いてますので、まだまだ

その効果がどのくらいなものかというのは今後の検証が必要だろうと思いますけども、教育長は指導主事の役割、今2名体制でやられてますけど、これで十分であるというふうにお考えでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） いろんな規定等がございまして、現在2名でございまして。大きい市町村になりますとかなりの数が配置されておまして、2名というのは県下では最低の数ということでございまして、現在の状況の中でフル活動をしておりまして、十分な成果を上げてきておるといふふうに思っております。しかしながら、まだまだいろんな指導内容、あるいは国からの取り組み、県からの取り組みでございまして、十分とはいえませんが与えられた人数で精一杯現在のところ頑張っておるところであります。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 2名、県下で最低と。いろいろ人口比とかいろいろなことがあろうと思うんですけども、やはり私は現在20校、大小規模いろいろありまして、2名ではちょっと少ないんじゃないかなというふうなことを危惧してるんです。やはり予算権を持ちませんので、きっちりと現状、実態を把握されて、指導がなかなか行き届かないなと思ったらちょっと市長にその予算要望してふやしていただくとか、特別に。そういった働きかけが私は必要ではないかと思うんですけど、その点に関しては教育長いかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） これまでの1年半、2年になりますが、取り組みの状況、成果、課題等を十分整理する中で、必要があればお願いをしていきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ教育長、その辺実態もう一度見られて、私指導主事の本来の役割というのは現場に出向いて、教師の方の悩みを聞いて工夫改善していく、それが指導主事の本来の役割だと思いますので、デスクワークばかり机上でやってちゃだめだと私は思います。ですから、教育長も多分現場を経験されたことはございまして、そういったことはわかると思いますので、ぜひとも前向きに御検討をしていただきたいと思います。

それと指導方法ということで、ちょっと観点を変えたいんですけども、きのうも同僚議員から、私も言おうと思って原稿を用意していたら、たまたま山本五十六の言葉が出まして、「やってみせ、言って聞かせてさせてみて、褒めてやらねば人は動かじ」と、私もそう思うんですけど、その褒め育てるということに関して教育長はどのようにお考えでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） やはり教育は一人一人の潜在的な能力を最大限に引き出すということ

でありますので、そういう観点から考えますと、やはりよさを生かすといえますか、そのことによって伸ばしていくというのが教育の基本であると思います。現状を見ますと、足りない点とか力不足の点に対しまして先生方はどうしても目が行きますし、ここが悪いともっとこう頑張れという指導がどうしても中心になっております。やはりそれも大事なところもあるんですが、こういうすばらしいところがあるよというところを、これをやはり褒めて、認めて、伸ばしていくと、こういう教育が非常に大事でありますし、そういう方向で今取り組んでおるところでございます。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。ぜひそういう方向で教育長の力を発揮していただきたいと思います。

私なぜそういうことを言うかということ、以前卒業式などで、こいつは勉強できんやったなと思ったら、皆勤賞とかいうて発表されるわけなんです。精勤賞何々君、やっぱり皆さんが羨望のまなざしで、ああ、あいつは一日も休まず義務教育9年間来たんだな、すごいな、おれもああいうやつになりたい、やればよかったな、もしおれが親になったらそういうふうにしよというふうなことをその場で感じて勉強ができたわけなんですけど、実態今そういうふうなことが卒業式などで行われてるかどうか、教育長お答えください。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 今申しました皆勤賞はもう早くなくなっております。と申しますのも、やはり一人一人の健康といえますか、個を大切にするという教育の方向の中で、やはり無理をして学校に登校するのいかなものかと。あるいはいろんな教育の問題からふさわしくないということで廃止したものと考えております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 非常にネガティブなんです、もうこれ行きたくない、きょうはぐあいが悪いけど行った子も中にいるんです。そういういいところを何で伸ばしたような教育ができないかと私は思ってるんです。そういうことやっていきましょうよ由布市で。ぜひ御検討してみてください。

教育長先ほど言われたように、悪いときばかり学年集会やら何やら開いて、こんな悪いことがあった、だれが悪いことしたんかてつるし上げるようなことしてるんです。そんなことで教育が本当にできるのかなと私不安でならないんです。だからいいこと、例えばこの間も市報に載ってましたけど全国一になった生徒さんなんかいましたですね。そういうことを積極的に顕彰したりする制度というのを私は絶対由布市において必要であるというふうに思いますけど、これ市長でも結構です、教育長でも結構です、両方でもいいんですけども、そういった顕彰制度を設ける

お考えがあるのかないのかお伺いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） よさを生かす教育という、やはり非常に大事なことで、その結果そういう優秀な、優秀というか、そういう子供を褒める制度というものは先生もやはり必要であろうし、子供たちにも必要であろうと思っております。そういうことができればやってみたいと思っております。これもいろいろそのための組織をいろいろ立ち上げておりますので、そういう中で意見をいただいて、どういう取り組みができるのか考えてまいりたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。教育長、私もう時間がなくていろいろあります。私もいろいろ実態を見てます。また改めて教育長と一緒に由布市の教育を悩んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

最後に1点だけ、中教審の答申、先ほど言いました今後のあり方の答申の中の何か結びのところに、教育長も多分見られたらと思うんですけども、教育委員会について言及されてます。教育委員長、きょうは職務代理御出席いただきまして本当にありがとうございます。教育委員長は教育委員会の会議を主宰するとともに、教育委員会を代表するものである。その役割は他の教育委員に比して重いものである。このため各教育委員会においては、その選任に当たっては持ち回りで委員長を決めるようなことは慎み、教育委員のうち最も適切な人が選任されるよう努めることが求められると、私は当然のことだろうというふうに思いますので、やはり教育委員会が目の色を変えてやはり教育行政、由布市の子供たちの未来を思って教育に邁進していただくことを切にお願いを申し上げて一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 以上で、2番、高橋義孝君の一般質問を終わります。

.....
議長（後藤 憲次君） ここで休憩をいたします。午後は13時より再開をいたします。

午前11時51分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、18番、小野二三人君の質問を許します。

議員（18番 小野二三人君） 18番、小野二三人でございます。平成19年由布市議会第2回定例会において、一般質問を通告順に従い私は序論の方から最初にさせていただきたいと思っております。

緑も深まり、吹く風もすっかり夏めいてまいりました。ことしの夏は例年になく猛暑が予想さ

れます。こうした中で夏の暑さと同様、今議会においても論戦が昨日から大所高所から厚く交わされており、特に、今回からは通告書を提出はこれまでの施政方針、行政報告に関するものを除いて、会期2日目の正午までとされていたのが、質問の内容を具体的に記載した通告書を議会運営委員会開催日の前日正午までとされました。理由は時間と物理的なことから質問に対して十二分な調査、調整、検討を行い、より丁寧な答弁を行いたいという市長からの二度にわたるお願いを受けて、一部異論があったかなかったは別として、議会運営委員会で決まりました。ただ、私は昨日同僚議員から冒頭に、一般質問の通告制について御意見がなされておりましたけれども、運用が定まった以上は私はこれに従いたいと思います。でありますので、答弁者も質問要旨を十分会得していただき、これまで以上に責任の持てる的確な答弁を求めたいと思います。

さて、私ども議員は新生由布市の議会議員として議席を得てから1期4年の折り返しをまもなく迎えようとしております。本当に月日のたつのは早いものでございます。この間、首藤市長におかれましては平成17年10月より由布市という基礎的自治体の長として住民の意識や価値観も変化する中で、融和、協働、発展という基本理念のもと、行財政基盤の確立を図りながら、派手さこそはありませんが、地道にこつこつと御努力されている姿勢を私は高く評価したいと思います。それは、事務事業の見直し総点検によって、予想以上に危機に瀕していた財政の立て直しを図っていることが上げられようかと思えます。

これからは行政体制も中央主導体制が進み、住民自治、住民参加の風潮が一層顕著になるかと思えます。でありますだけに行政に対する関心も高まってまいります。必要以上にこれからも首藤市長に対し行政手法、政策形成能力に期待がかかってこようかと思えますし、私自身由布市議会議員として誇りを持って、地域社会が抱える諸課題に真正面から取り組んでまいりたいと思えます。市長どうぞ健康に御留意され、自治の本質をじっくりかみしめながら、3万7,000由布市民のかじ取りをしっかりとこれからもお願いをしたいと思います。

さて、今回私の質問は合併支援での合併特例債充当の基金造成について、障害福祉サービスについて、有機農業について、市道の維持修繕等について、適正化事業以外の優良補助対象メニューに乗せての井路改修はできないのか、この5点を質問、言及いたしたいと思います。いずれも足元の身近な問題でございます。費用対効果のことも踏まえての質問でもあります。いわゆる最終的には結果、成果として住民に便益をもたらす身近な質問でありますので、その辺を十分御理解の上、御答弁をお願いをいたしたいと思います。

それでは、まず1点目、合併特例債を充当しての基金造成について質問いたします。御承知のように、基金造成を含め、国は合併市町村に対し国の支援として合併推進のための財政状況ということで普通交付税措置、特別交付税措置、そして合併特例債の事業費として建設事業分、本市の場合、ハード事業分で152億1,000万円、ソフト事業分で、これが基金造成分ですが

19億2,000万円が財政支援額の試算として示されております。

そこで、この基金造成のことで5点を質問をいたしたいと思います。基金の設置をする考えがあるか否かを最初に伺います。あくまで基金の設置は任意でございますので、自治法第241条に基づく設置になるかと思えます。したがって、設置する義務はないわけですが私はこう考えております。合併特例債を充てての基金造成は合併後における地域振興、地域住民の一体感を醸成するための基金の積み立てのようでございます。基金造成に当たっては合併特例債を95%充当、そして元利償還金の70%を普通交付税の基準財政収入額に算入されるという優良債のようですので、ぜひとも早いうちにソフト事業分として一定額を基金として積み立てる基金設置を望んでおります。

2点目として、次に設置するとするならば、設置する考えがなければ別でございます。設置するとするならば、基金は今申しましたように自治法の規定に基づいて、何々基金条例をというようなことで制定する必要になるかと思えます。そこでいよいよ基金設置となると、今申しましたように条例制定となるわけでございます。具体的には条例案として提案されるわけですので、それはその時点で審議すればよいことですが、とりあえず現時点で想定されている範囲内で結構でございます。基金条例の内容、基金運用、いわゆる対象となる経費、交付月等を示されればと思えます。この点をお伺いいたします。

3点目、次に基金の造成計画について伺います。1点目の質問の中で一定額の基金をという質問をいたしましたけれども、県が示しております試算でしょうか、さきにも触れましたようにソフト事業分として上限の19億2,000万円、これを一度に借りて基金造成すれば、ハード事業分の償還もありますので、そう無理な積み立てもできないと思えますけれども、その辺はいかがでしょう。そして、年度別の基金造成計画をお持ちでしょうかということを伺います。

次に4点目ですが、償還期間は何年になるのかどうかをお伺いいたします。ハード事業の場合、2年ないし3年の据え置きで、10年ないし15年の償還とばらつきがあるようですが、基金造成の場合はどうなのかを伺いたいと思えます。

5点目として、次に基金の取り崩しがあるんですが、この取り崩しはどのようなときにできるのかお伺いをいたしたいと思えます。

基金については以上5点についてお伺いをいたします。

次に、大きな2点目であります障害福祉サービスについて伺います。「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、憲法第25条では明記されています。これは広義に解釈するとすれば、人間らしく生活する権利であると思慮されると思えます。そして単純に辞典を開いてみますと、福祉とは幸福と解されております。これが以下の質問に妥当であるかは別として、次のことを真摯にとらえ対応していただきたいと思えます。

実は、挾間町に通所施設であります就労支援センターコンチェルトが開所されております。そこでこの施設で働いている利用者の方に対する食事加算のことですが、これまで御承知のように、通所施設の食事加算については、低所得1、低所得2の世帯について1食当たり、人件費分として420円が施設に補助対象として支給されているようです。ただし一般世帯、一般世帯というのは市民税が課税されている世帯のことのようですが、これについては対象外であったようです。これがあるがたいことに、本年の4月から食事提供加算世帯が一般世帯までに拡大されたために、由布市から通所されている利用者全員が食事提供加算世帯になったようです。そして本年の7月からは16万円未満に、これまで4月からは10万円未満のようですが、今度7月からは16万円未満に拡大されるそうです。大分市の場合、独自施策として、所得割に関係なく一般世帯まで加算対象としているようです。したがって、次の2点について質問をいたします。

まず1点目として、由布市においても隣接の大分市と同様、所得割に関係なく一般世帯にまで加算対象世帯としていただくよう検討していただきたいというところでございます。今のところ本市には該当者がいないようですが、将来該当者が出た場合を想定してのことを指して質問をいたしております。

次にもう1点目として、JR等利用者に対して交通費の助成ができないかどうかをお伺いをいたしたいと思います。

以上、2点質問いたしますけれども、施設を利用される方は一日働いて幾らになるかわかりませんが、さほど大きな収入にはならないと思います。それでもそこで働くという喜びを実感する中で、一生懸命頑張っております。どうぞ障害のある方の視点に立って、前向きな検討と実行、実現を期待します。

平成19年度の市長の施政方針の中で現に行っています障害者対策事業や子育て支援事業、各種健診事業、母子対策事業等については引き続き実施してまいります。障害者自立支援法実施に伴う支援や後期高齢者医療制度など、新たに導入される事業についても万全を期したいと、こう述べられております。人の心の奥深くまで豊かさが実感できる、これが真の福祉ではないでしょうか。そういったステージを由布市でも大分市同様、由布市障害福祉サービス自己負担金助成要綱なるものを策定、交付していただきたいものだと思います。子育て支援等まだまだ福祉の分野で私は質問いたしたいことがたくさんありますけれども、今回はこの通所授産施設で働く方のありようの一部を披瀝をいたし、市長の御見解と、さきに申しました前向きな検討と実行実現を期待します。

続きまして、大きな3点目といたしまして有機農業についてお伺いをいたします。実はこの4月から私は有機農業研究会の会長を務めることになりました。ずぶの素人です。有機農業の世界は私のような素人が理想だけを追求し、それでもって食っていけるような分野でないことは百

も承知していますけども、現実的には課題も多く、受けた以上は額ほどの畑で以前から取り組んでいる減農薬栽培の延長として私も有機に取り組んでみようと思っております。

そういう思いから、本題に入る前に今の農政に対する思いに若干触れたいと思います。御承知のように、少子高齢化で農業、農村を取り巻く環境はことのほか厳しく、担い手対策、集落営農への重要性が強く叫ばれております。こうした現実の中で19年産から品目横断的経営安定対策では、生産調整は農協が担うことになり、農産物の価格補償、そして補てん対象は集落営農組合や認定農業者等限られた要件のみとなってきました。したがって、これからは集落を維持、農業を守っていくためにも農用地を有効活用し、農作業の請負、機械の共同利用で集落、そして農業を守っていかなければならない問題、課題は既にすぐそこまで迫ってきておるのが現実でございます。

御承知のように、戦前戦後のこの混乱濁世の中、今のこの我が国、我が由布市の隆々たる繁栄はとりもなおさず第1産業で働く農業者の御努力、そして商工業者等々の御努力があったからでございます。流した汗が報われる農業経営を強く望むものです。5月25日、大分合同新聞の朝刊で品目横断的経営安定対策などに対応するための集落営農組織が419設立され、農業経営の安定を目指していると報じられておりました。特に中山間地域では深刻化する農業です。こういった取り組みがますます重要になってこようかと思えます。

では、本題に入ります。こうした中、一方では有機農業推進法が平成18年12月8日成立し、施行されておることは御承知のことと存じます。私はこの有機関係の事務に携わったことがあり、これから4年有余月が経過し、空白も長く、再度ゼロからのやり直しでございますけども、そもそも有機農業の本質は安心安全な食材を求める消費者への機運が高まる中で、法律では化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業を有機農業と定義しております。

そして有機農業研究会の歴史は浅いのですが、設立の経緯を紹介いたしますと、法施行以前に、平成13年改正JAS法、これは農林、日本農林規格と呼んでおるようでございますけども、JAS法による有機認証制度が確立された際に挟間有機農業研究会が発足し、これが現在の有機農業研究会の前進となっております。今では熱心な会員もふえまして、毎月1回ふれあい農園を活動拠点にして、真剣に勉強会に取り組んでおります。運営は個人会費とこれまで合併前は町から、そして合併後は市からの補助金を受けて運営がなされておりましたけども、19年度からは打ち切られております。そこで有機農業の必要性とこれに関連して他の分野も含めてでございますけれども、補助金のあり方について次の点について伺います。

決して全額カットされたから反論するものでもございません。このことは念のために申し添え

ておきます。そして復元してくださいと言っているのもございません。本市における行財政改革の必要性は財政スキームで明らかにされておりますので、それはそれで理解を示すものですが、ただ有機農業のことを申すならば、当時挾間町では政策的に農業振興を図っていこうとする中で有機農業を実践し、育成するという必要性から予算化してきたところでございます。いわば政策的経費でもあったわけでございます。今から花を咲かせ、実を結ぼうとしているやさき、行革だからといってスクラップするのはいかなものか、首をかしげざるを得ません。それはさきに申しましたように、国がここにきてその必要性を認め、有機農業推進法を施行しており、これからというときに本市は国、県の施策に逆行する、いわば芽を摘むような取り組みはどうも理解しがたいものです。これらをどう認識しているのか。つまり国の制度等に関連し、助成してきた育成補助金等の廃止、または見直しによる減額の実態をどう考えているのか、改めて市長にお伺いをいたします。

続きまして、大きな4点目、市道の維持修繕等についてお伺いをいたします。これまで私は必要までに由布市圏域における主要道路の整備促進を質問をいたしております。今回もまた質問をさせていただきました。その必要性は申すまでもございません。道路は地域産業の振興、経済の活性化等、住民の暮らしに欠くことのできない大きな社会資本でございます。そこで道路機能の充実と安全性の観点から、次のことについて伺います。

行政改革のさなか、おおよそ際限のない行政需要に対処していかなければならない実態の中で、前年度並みの予算措置で道路整備を図っていただきたい。こういうことをお伺いをいたしたいわけでございます。

続きまして、最後の5点目として、土地改良区が管理している用排水路の整備についての質問に対する検証ということで伺います。これにつきましては、提子土地改良区が維持管理している用排水路の分岐点、通称量番の改修について、平成18年3回定例会にて、台風という自然災害に関連し質問いたしました経緯がございます。当時の答弁では、改良区と十分協議をし、早期改修に向け努力したいという前向きな答弁をいただいております。それがその後どう推移しているか。この質問は人災こそ免れているものの、この量番が起因しているかどうか、専門家でないので私はわかりませんが、これに流木がつまり、水が逆流しての災害であると言われております。そういうことから、何とか大事故につながらないためにも、未然防止策として優良な補助対象メニューに乗せての改修ができないものかという意味を込めての質問でございます。改良区も何とかせということですが、何しろ適正化事業では地元負担は大き過ぎるようです。何かいい方策はないものか、前段のその後の状況を含めて伺います。

以上でございます。答弁によっては本席でもって再質問をさせていただきます。よろしくお伺いをいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 18番、小野議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の合併特例債を充当しての基金造成についてでございます。合併特例法は、合併後の10年間に限り地方債をもってその財源とすることができまして、また基金の積み立てに要する経費につきましても、地方債をその財源とすることができるとされております。いわゆるこれが合併特例債でございます。合併振興基金の造成でございます。合併振興基金の目的につきましては、合併後の地域住民の連帯の強化及び旧市町村間の地域振興を図るためとなっております。対象となる経費はイベントの開催や新しい文化の創造に係る事業の経費などとなっております。

由布市の合併振興基金の造成につきましては、これからの財政運営や資金運営を勘案したときに、また地域振興のためには必要不可欠でございます。振興基金の造成に対して合併特例債を95%充当できまして、その元利償還金の70%が普通交付税で措置されるという大変有利な基金の造成でございますので、今後活用してまいりたいと思っております。しかしながら、非常に財政事情が厳しい折ですので、プライマリーバランスを十分考えながら、基金造成計画については今後の10年間に該当します平成26年度までの間で、地方債の借入れが少ない年度に公債費元金の年度償還額を超えない範囲で合併振興基金の造成を図ってまいりたいと考えております。

次に、償還期間についての御質問でございますが、通常の場合であれば2年据え置き10年償還となっておりますが、借入れ金融機関との協議によりましてさまざまな設定ができるようになっております。

また、基金の取り崩しはどのようなときにできるかということでございますが、合併振興基金は果実運用型基金でございます。本来その運用益を財源にソフト事業を実施することとなっておりますが、地方からの強い要望によりまして、一定の範囲内で取り崩しが可能となりました。その一定の範囲内とは、前年度までに基金造成のために起こした合併特例債の償還が終わった範囲内で取り崩しが可能となりますが、取り崩した資金は基金の設置目的に応じた事業に充当することが必要とされています。いずれにいたしましても基金条例の整備が必要となりますので、9月の議会には条例の制定を上程したいと考えております。

次に、2点目の障害者福祉サービスについての食事提供加算を一般世帯にまで拡大していただきたいという質問でございますが、通所施設の食事提供加算につきましては、自立支援法の制度として低所得1、低所得2の世帯について1食当たり420円が人件費分として施設に支給されております。平成19年4月の制度改正によりまして、食事提供加算が一般世帯、ただし市町村民税の所得割10万円未満、それから19年7月からは所得割が16万円未満までに拡大されたところであります。大分市では独自の施策として以前から一般世帯すべてに加算対象世帯を広げております。これは県内では大分市だけの施策でございます。全国的にもまれな取り組みと思

われます。

大分市と同じように食事提供加算対象世帯を拡大するかということについてでございますが、由布市としては今後検討してまいりたいと考えております。

次のＪＲ等利用者に対する交通費の助成についてですが、ＪＲや航空機、バス、船舶等の公共交通機関につきましては、それぞれの事業者が障害者に対する割引制度を実施しております。それらの制度に加えまして、由布市が独自の割引、あるいは助成制度を実施することは、大変厳しい財政状況もございまして、今のところ考えておりません。

次に、３点目の有機農業についての御質問にお答えをいたします。小野議員におかれましては、去る４月２７日の挾間町で開催された平成１９年由布有機農業研究会総会におきまして、当会の会長に就任され、有機農業の研究会のお世話を初め、議員みずから積極的に取り組まれておりますことに敬意を表します。また、７年目になります当会の前進でありますはさま有機農業研究会活動時にも深く理解されているとお聞きをしております。

議員御指摘のとおり、昨年１２月には国会におきまして有機農業の推進に関する法律が制定されております。農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保のため、自然循環機能を重視し、農業生産における環境への負荷を低減するなどがうたわれております。

由布有機農業研究会の活動内容は先ほど議員から御説明がありましたけれども、積極的に安全で安心な顔の見える有機農業の推進を実践されております。現在の研究会の会員構成を見ますと、由布市民が５６．８％、２５名、それから大分市から１７名、約４０％、また宇佐市や別府市からも参加されまして、由布有機農業研究会は大分県の有機農業を先進的にリードされていると認識しております。

次に、会への補助金につきましては、大変厳しい由布市の財政状況を考慮いたしまして、行財政改革プランに基づきまして、１９年度の予算は事業や人件費の削減等に御理解をいただいているところでございます。私も有機農業の大切さ、環境保護の重要性については十分認識しておりますが、財政の厳しさなどを踏まえて、大変申しわけありませんが、農業生産者団体の補助金の削減等は他の団体と同様に御理解をお願いしているところでございます。しかしながら、有機農業の推進に関する法律の制定を受けまして、由布市におきましてもその趣旨を踏まえて、条例の制定について担当課に調査研究をさせているところでございます。

次に、４点目の市道の維持補修等についてでございますが、市道につきましては、現在路線数６８５路線、総延長６０８．２キロとなっております。維持管理に苦慮しているというのが実情でございます。しかしながら、安全安心な日常生活をおくるためにも道路の整備は欠かせないものでございまして、特に生活道路を重点に今後とも整備、維持管理に努めてまいりたいと思っておりますし、財政状況を見ながら、前年度並みの予算配分を考えております。

次に、5点目の土地改良区が管理している用排水路の整備についての御質問にお答えいたします。まず、昨年3月定例議会の御質問以降の経過について御説明申し上げます。

早速議員御指摘の量番といわれます分水ゲートの設置されてる現場を担当課に調査をさせました。その結果、用水路に設置されている本線から支流、筒口新井路に分水する量番に廃棄物等が滞留と申しますか引っかかり、ダムのような状況となりまして、過去には量番の上流の水路から用水があふれ、周辺の道路や住宅に流水災害が発生いたしました。由布市は安全安心のまちづくりを掲げております。これまで人命にかかわる災害は発生しておりませんが、地元改良区としては日常の井路の見回りと、大雨、豪雨等におけるこうした危険箇所の管理を行うとともに、早急な改善が必要であると認識しております。

井路に関する提子土地改良区としても現行の量番の方式から巻き上げ式の調整機を設置し、災害防止を図りたいとの意向でございます。由布市としては、前にも申しましたように土地改良施設維持管理適正化事業によりまして、改良を行うことを提案しております。この事業は事業主体が提子土地改良区となりますが、改良に必要な事業費の負担割合は国が30%、県が30%、提子が30%、由布市が残り10%の負担となっております。由布市としてはこの改良事業を防災事業ととらえまして、提子改良区と協議を重ねながら、早い時期に事業が実施できるよう指導してまいりたいと思っております。

なお、この事業の採択基準としましては、事業費総額が200万円以上であることが条件となりますので、関係機関とも調整を図っているところでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） 再質問をさせていただきます。

まず最初に、基金運用のことでございますけれども、これは市長でなくても結構でございます。結論から申し上げますと、合併特例債を活用して9月に基金条例を制定化をしたいという御答弁でございました。内容をお聞きをいたしますと、これの造成をした場合、基金の運用と申しますか、これは果実運用、つまり利子運用のこのようでございますけれども、御案内のように、今の低金利の中で大きな果実運用といっても運用益は期待できないと、そういうふうに思っておりますけれども、その辺はどう考えておりますか。どのようにとらえておるか、副市長でも結構ですし、財政課長でもどなたでも結構です。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 財政課長です。18番議員さんにお答えいたします。

議員さんが言われたように、そういう運用益が少ないということで、せっかくの合併特例債を使っただけの基金は意味がないではないかということで、強い地方からの要望がございました。それ

で合併特例基金につきましては、償還元金、払った元金までにつきましては、もう自由に目的に沿って取り崩してよいという、そういう形になりました。

議長（後藤 憲次君） 小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） そうしたときに、ちょっと私が聞き漏らしたかどうか、漏らした場合にはちょっとお許しをいただきたいんですけども、この運用益はどんな事業に使われるのか、手短に、今わかってる範囲で結構でございます。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 事業と申し上げますと、まず新市町村の一体感の醸成に資するものとしたしまして、イベントの開催、それから新しい文化の創造に係る事業の実施、それからもう一つございまして、旧市町村単位の地域の振興に当たられまして、対象となる事業はコミュニティー活動、それから自治会活動への助成、それから文化、伝統文化の伝承等に関する事業の実施となっております。

議長（後藤 憲次君） 小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） 次から次に聞いて申しわけございません。さきにその運用益のことをお聞きしたんですけども、一気に上限であります県が示してくれておりますその試算の19億2,000万円を一気に積み立てをした場合、今の低金利の場合どのくらいの額になるのか。一気に積み立てればハードの借入れの分の償還もせにゃいかん、そしてまたこれもソフト分のこの合併特例債のソフト分で借りた19億円ですか。これを一気に借りた場合、その償還もせにゃいかんということになるわけですね。ですから、償還がこうかさんでくると、その19億円というのが一気に借りられないと、積み立てができないと思うんです。ですから、基金の積み立てをする計画がどうしても必要になろうと思います、償還にあわせて。ですからそこら辺の考え方はどうされておるか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 基金の積み立てにつきましては、合併以降、19年度向こう10年間ですから平成26年までの間で、その年度の基金は借り入れてつくるものですから市債となります。その公債費、元利償還金その年度の元金額がありますが、例えば19年度で申し上げますと、公債費の元金の償還は17億円ぐらいでございます。ことしの市債の借り入れは9億円ぐらいですから、その差といいますか、その範囲内で基金造成をしていけばと考えております。そうすると将来にわたって公債費比率等の数値は高くはならん、現状維持、もしくはその範囲内に抑えておけば低くなると考えております。

議員（18番 小野二三人君） 無理はこないということですね。いずれにしても特例債を活用して基金造成をするということでございますので、9月に条例の御提案がされれば、その時点で

また深く私なりにまた勉強させていただいて、そして質問をしてみたいと、そういうふうに思います。基金につきましてはこれで終わります。

次に、有機農業のことでお聞きをしたいと思います。これは要望でございます。最初に要望でございますけども、市長の答弁の中で有機農業の推進に関する法律を受けて、本市においてもその趣旨を踏まえて条例制定の調査研究をしたいという答弁のようでございます。これにつきましては、法の趣旨を本当に踏まえまして、条例化を強く望みたいと、そういうふうに思います。

そこで補助金の見直しについて再度市長に御見解を求めたい、そういうふうに思うんですが、行革はスクラップするのが私は行革ではないと、そういうふうに思っておるんです。必要とするものはビルドする、取り上げるというのも私は行革であると、そういうふうに認識をいたしておるわけでございます。

ですから、さきに質問の中で触れましたように、今国が、そして県が農業に力を入れようと、県におきましても農業の再構築というふうに強く叫んでおる、取り組んでいこうかというやさきに本市ではこのわずかなことでございますけども、この有機の補助金を問答無用で、行革の一環ということで切り捨てたということが非常に残念でならないわけでございます。そういうことで、この行革3年間本市では取り組んでいこうかということでございますけども、この3年間でめどがつけば、この由布市といたしましても、この有機のことも含めまして、他の補助金も再度また見直して復活するものは復活するというので、そういう考え方を持っておるかどうか、再度市長に答弁を求めたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 小野議員おっしゃることもよくわかります。現在私は由布市の財政を立て直すことに必至でありまして、本当にそれをやらなければ何もできないという、そういう思いでこれまで取り組んでまいりました。どんなにいいことを言っても財政が危機状況であっては市民の皆さんにも申しわけないし、本当にそういう思いで、とにかく何としても財政の立て直が一番であるということを中心に考えております。しかしながら、その中でもやっぱり選択と集中ということで、今後そういう大事なものにつきましては、財政が厳しい状況の中でもやっぱり援助する分については支援をして育てていきたいという考えを持っております。

議長（後藤 憲次君） 小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） 市長の答弁でよくわかります。私もかつて行政に身を置いた一人でございます。そして財政にも取り組んだ、財政のことも勉強した一人でもございます。その辺は重々わかっての質問でございます。ひとつどうぞ市長、私が言わんとするところも十分御理解をいただいて、ひとつスクラップするのが行革だけではないと、ビルドするのも行革の一つであるということをぜひともひとつ御理解を、御認識をいただきたいと、そういうふうに思ってお

ります。

それでは次に、道路の整備のことについて質問をいたしましたけども、このことで今一度質問をさせていただきたいと思います。道路維持費のことにつきましては、市長も十分これにつきましては御理解を示していただいて、維持修繕、舗装も含めてでございますけども、前年度並みの予算を措置をしたいということのようでございます。そういうことで、ひとつこの維持修繕、こういったところも相当要望箇所が3町になると多かろうと思います。総括的な羅列にならないようにひとつ十分市長も地元の要望にこたえていただきたい。そして以前にも申したかと思いますが、市に瑕疵が問われるような今非常にそういった事故が全国的に多くなっておるようでございますので、この辺も十分認識をしていただいて、この維持修繕、舗装も含めて、ぜひとも計画的に取り組んでもらいたいと、そういうふうに思います。これは要望でございます。

それから、これに関連づけてでございますけども、人事管理にことを申すと、これは余り触れられない部分になるかと思っておりますけども、現課に行ってみますと、本当日々職員の方、この事務に追われておるようでございます。建設課サイドで申しますと、技術屋さんが何名おるんかよくわかりませんが、非常に事務量に対応ができないのではないかなと。そこら辺で適正な人事配置がなされておるんかどうか。私もこう疑問に思うことがあるわけですが、そこら辺どういうふうにトップとしてとらえておるんかお答えをいただきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 議員がおっしゃるとおりでありまして、どの課におきましても、かなり非常に厳しい状況も生じておるわけでありまして。それから、一つ何かありますと職員が大変足りないような状況が生まれております。しかしながら、今後そういう建設課においてはいろんな事業も、それから計画、景観計画とか都市計画等々もあります。この点については重点的に考えていきたいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） この人事管理につきましては、今申し上げましたように、余りこちらが触れられない部分でございますけども、トップとしてこの人事管理、職員に無理が来ないような、適正な配置をお願いをしておきたいと、そういうふうに、これだけをお願いをしておきたいと、そういうふうに。これは要望でございます。

次に、もう1点最後にお伺いをいたしたいと思っております。土地改良区が管理をしております井路の通称質問いたしました量番の整備につきましてでございますけども、答弁では土地改良事業のその維持管理適正化事業ということで国が3割、県が3割、地元が、地元というのは改良区が3割、そして市が1割ということで、計100で、工事費が200万円以上にならんとこの対象にならないということで、今提子改良区と話をしておるようでございますけども、私はこれとは

別にお聞きしたいのが、県営のため池等整備事業というのが以前、今あるかどうかわかりませんが、これに取り組んだ経緯があるんです。これを見ますと、国が5、県が25、そして当時ですよ。合併前のことですから、町が1割、地元改良区が1.5というようなことで取り組んだ事業があるんです。この事業を見ますと、今申し上げましたように、町が10%でこれはいいんですけども、改良区が1.5ということで、適正化事業に比べると半分になるわけです。ですから、この今改良区と話をしておるとい段階で、県と、レベルと話し合いの中で、こういった優良な補助メニューがあるかどうか、優良な補助事業があるかどうかということも、その検討材料として話をされておるのか。そこを1点、これも担当部課長で結構でございます。答弁をいただきたいと思ひます。

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。18番、小野議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の適正化事業以外の優良補助事業はないかと、その中でも県営の事業でため池等整備の用排水施設の整備であれば国は50、それから県が25、市が10、地元であれば、改良区であれば1.5という事業も現在もござひます。ただそれにつきましては、採択基準等がござひまして、事業費、それからまた事業規模等が適正化事業以上の工事でないとその対象にならないということござひまして、適正化事業であれば、200万円以上であればその工事ができますという事業ござひます。したがひまして、御質問の量番の改修工事となりますと、自動巻き上げ機を設置しても200万円にならない程度の事業になりますと、自動巻き上げ機プラス水路の前後の工事をして200万円以上にして、適正化事業で乗せて補助をいただくということが一番有効な手段ではなからうかということござひます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） それでは、まだ再質問する箇所があるんですけども、もう時間が来たようござひます。私の質問は以上で切り上げたいと思ひます。今質問いたしましたことをよく御理解をし、分析をしていただきまして取り組んでいただきたいと思ひます。私も市長、それから部課長の答弁内容を見まして、今後の一般質問で論じてみたいと、そういうふうと思ひます。

以上で質問のすべてを終わります。御清聴ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 以上で、18番、小野二三人君の一般質問を終わります。

.....

議長（後藤 憲次君） ここで休憩をいたします。再開は14時10分から再開します。

午後 2 時02分休憩

午後 2 時12分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、1 番、小林華弥子さんの質問を許します。

議員（1 番 小林華弥子君） 1 番、小林華弥子です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思ひます。

今回 5 項目と、追加で 6 項目事前通告させていただきましたけれども、また時間がなくなりそうですので、1 項目減らして 5 項目についてお伺ひします。

まず 1 項目目は、保育園の入園待機問題についてお伺ひいたします。現在の由布市内の市立の保育所及び民間の保育園の入園の手続は具体的にどのように行われているのか。特に希望する民間の保育園が定員オーバーで子供さんを保育園に入れられずに入園待ちをしているという状況があるというふうに聞いておりますけれども、その実態把握をどのようにして、それに対する対応をどのようにしているのかお伺ひいたします。

3 点目の市立保育所の民営化の件につきましては、昨日の同僚議員さんの質問にお答えいただきましたので、最初の答弁はこの部分は結構です。

2 番目、指定管理者制度導入の評価についてお伺ひいたします。財政効果及び民間活力の導入というものを目的として指定管理者制度を導入しましたけれども、それを導入した後の施設について制度導入後の評価というものはどのように行っているのでしょうか。特に、国民宿舎由布山荘については指定管理条件の見直しを行うようにということを再三申し上げてきましたけれども、見直し作業というのはどうなっているのでしょうか。

3 点目、平成 19 年度の予算周知についてお伺ひいたします。大変厳しい財政状況の中で組まれた平成 19 年度の当初予算について、市民にどのように説明周知し、理解を求めているのかお教えいただきたいと思ひます。

4 点目は、窓口サービスの向上について、分庁舎方式がとられている中で窓口サービスに対する市民からの苦情や要望というのにどう把握、どう対応しているのかお伺ひしたいと思ひます。

5 点目の都市計画及びまちづくり条例関係の整備については、今回は取り下げさせていただきたいと思ひます。まちづくりと景観については、私はライフワークだと思ひますので、次回ゆっくりと時間をとって再質問させていただきたいので今回は省きます。

その他、追加提案で行政報告を聞きまして、健康温泉館の消費税問題と 0 1 1 1 問題への対応についてですけれども、詳しい経緯等につきましては、きのう同僚議員さんが質問されて、それに対する答弁で十分わかりました。ただ、この 2 つの事件に共通する問題が幾つかあります。

そのことについて質問したいと思います。

1点目は、この消費税問題と0 1 1 1問題の市の対応を見てみると、これどちらも一番最初に対応しているのが副市長なんです。特に0 1 1 1問題の経緯を見ますと、6月4日、5日に対策本部ができてはいるけれども、最初に報告をしているのは副市長で、最初の本部会議に出てるのも市長ではない。2回目のときも副市長が出てらっしゃいます。市長に経過報告されているのは、問題が起きて1週間以上たった6月7日になっています。

同じく健康も、温泉館の消費税問題につきましても、一番最初に我々が知ったのは新聞報道なんですけれども、大分合同新聞にこの事件に関して2回ほど記事が出ています。どちらも副市長のコメントが出ています。これどうして市長が対応して、市長がコメントを出していなかったのかということをお伺いしたいと思います。

後はこの席で再質問をさせていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 1番、小林議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の保育所入所待機児童についてでございます。由布市には8つの保育所がございまして、そのうち2カ所が公立保育所でございます。8園の定員は735名でございます。平成19年4月1日時の入所児童数は702名でございます。4月1日から保育所への入所手続は、各保育所や市役所の地域振興課に置いてある入所または継続の申請書に添付書類を添えて1月末までに申請していただくことになっております。また、5月以降の入所者につきましては、入所希望月の前月の20日までに申請を受け付け、入所審査を行っておるところでございます。傷病等特別な入所の場合を除き、月の初日入所、月の末日退所となっております。

次に、入所決定につきましては、入所時に第1希望から第3希望の保育所を記入していただきまして審査を行っております。第1希望の保育所が定員を超えない場合は入所できることとなります。しかし、希望が多く定員を超える場合は前年度からの継続入所者をまず優先し、それから由布市保育所入所選考基準を参考に、保育に欠ける理由の優先順位によりまして入所を決定しております。例えば、両親共働きや保護者が病気の場合、両親の出産、家族の介護などの理由が上げられます。由布市では求職中の場合も4カ月を限度に理由として認めておりますが、入所の理由の優先順位としては低いと考えております。

入所審査の結果として、第1希望の入所ができない方については第2、第3の保育所への入所意向をお聞きし、対応をしているところでございます。しかし、由布市全体で同じ地域に入所可能な保育所があるにもかかわらず、どうしても第1希望の特定の保育所しか行かないという方につきましては、退所者が出るのを待つか、他の保育所を検討いただけるようお話しをしているところであります。挾間地区にはそのような理由で待たれている方は2名ほどいらっしゃいます。

このような方につきましては、県の福祉サイドの見解では待機児童とは定義されておりません。いわゆる由布市に待機児童は存在しないということになります。

次の市立保育所の民営化についてであります。保育所につきましては、由布市行財政改革実施計画におきまして、多様化する市民ニーズにより、より効果的かつ効率的に対応するために、公の施設管理に民間の力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減を図る施設とされているところであります。現在は担当課で、担当課という関係課で民営化に向けて視察や内部協議を重ねているところであります。

今後につきましては、市の基本方針を明確にして、保護者説明会を開催し、御理解を求めていきたいと考えております。

また、現場職員にも事情を説明しながら意思統一を図り、民営化ガイドライン策定委員会を設定、設置する予定であります。今後は基本方針並びに作業日程等を作成したいと考えております。市民にも広報で公表をしたいと考えております。

次に、2点目の指定管理者制度導入後の評価をどのように行っているのかということですが、指定管理者制度全般の事務処理につきましては、事務処理要綱を平成17年12月12日に制定し、それに基づき処理を行っているところでございますが、導入後の評価につきましては、指定管理者は毎年度終了後、管理業務に係る業務事業報告を作成し、地方公共団体に提出しなければならないことが地方自治法第224条の2の第7項に規定されておりますことから、それぞれの協定書において事業報告書の提出を義務づけているところであります。この報告書では当該年度の管理業務の実施状況や管理に係る収支決算書並びに指定管理者自体の経営状況を説明する書類の提出を求めています。この報告書に基づき、所管部局においてその内容や管理状況を精査、検討、いわゆる評価をするようにしております。

次に、国民宿舎由布山荘について指定管理条件の見直しを行っているのかとの質問でございます。この由布山荘の指定管理につきましては、平成17年1月から公募を行い、当時12団体の応募の中、湯布院町の選定委員会で選定し、湯布院町議会の議決を経て指定されたものでございまして、その時点で締結された協定書は、指定期間中は特に事情がない限り改定すべきでないというふうに考えております。しかし、施設を管理する上で生じた問題や課題については、指定管理者と十分協議を行いながら、今後対応してまいりたいと思っております。それは19年度からになると考えております。

次に、3点目の厳しい財政状況の中で組まれた平成19年度予算について、市民にどのように説明し、周知し、理解を求めているかという質問でございますが、由布市の予算につきましては、毎年市報のあらかしの森通信4号で掲載し、由布市内の全戸に配布をして周知をしているところでございます。また、19年度予算におきましては、厳しい財政状況の中で行革元年の予算と位

置づけまして、市民の皆さんにも広く公表し、行革プランに基づいて編成した予算でありますので、市民の皆さんの理解をいただいているものと考えております。掲載内容につきましては、一般会計の内容、会計別予算額、予算の豆知識、目的別の主な使い道等、市民の皆さんが予算について知りたい部分についてはおおむね掲載しているつもりでございます。由布市のホームページにも市報ゆふの欄で掲載し、また予算関係で閲覧したい方には随時対応している状態であります。

しかしながら、説明、理解、周知について市民の皆さんのとらえ方には個人的にそれぞれ幅がありますので、市報やホームページ掲載方法をもっと検討していきたいと思っております。

かつてニセコ町では道路の建設については、小林さん宅の前から首藤さんところまでの道路をことは建設しますよ。この道路の予算にはこのくらいかかりますよというわかりやすい説明もあります。しかしながら、現在由布市の全体の中では非常に厳しい状況もあるかと思っております。この点も含めて研究していきたいと思っております。

次に、4点目の窓口サービスの向上について答弁をいたします。私が申し上げるまでもなく、窓口業務は市民と職員が相対してさまざまな案件について直接受け答えをする重要な業務であります。訪れた市民の満足度は千差万別であると私も考えております。窓口業務はその場で解決しなければならない事案が大変多くて、例として職場に十分なれていない職員が対応し不手際があったなど、職員個人に対する苦情や地域振興課に訪れた市民の方の要件に対して本課との協議が必要なことから、その場で即答できない事案が生じるケースなど、組織のあり方に対する苦情などさまざまであります。

議員御質問の市民からの苦情や要望はどう把握して対処しているのかにつきましては、市民からの苦情は直接私に電話があるものや、職員からの連絡、報告によるものなどがあります。私は常々職員への訓示として、教訓として、市民サービスの徹底、それからあいさつ運動の推進、報告、連絡、相談の徹底を図るよう指導をしております。庁舎を含む市内の主要な公共施設に由布市職員の三訓として掲示板に掲示をしているところであります。これが十分機能していくことを進めていきたいと思っておりますが、この指導は特に窓口対応を意識しておりまして、当然トラブル等についても報告を徹底するようにしております。また、問題解決の対応等につきましては部長会で諮り検討をしているところでございますけれども、今後も職員の資質向上、専門知識の取得、あるいは連絡体制の強化など、あるいはマナーアップなど職員研修を初めとして組織再編につきましても検討を進めながら、市民に一番身近な窓口業務が円滑に運営されるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、消費税還付の問題と、それから0 1 1 1の件についてのコメントは助役という、副市長ということでありましたが、これは私がたまたま上京しておった折のことが重なったということもございましてけれども、コメントは私であろうと副市長であろうと、それは変わらないと考え

ておりますので、どちらでもよいと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。幾つか再質問続けていきたいと思えます。

ちょっと順不同で中身を整理しながら再質問したいと思うんですけど、ちょっと提案型の質問をまず先に2件、保育所の入園待機問題についてなんですけど、働きながら子供さんを育てようということで、保育所や保育園に入れたいという方のために入園手続をもうちょっとスムーズにしてほしい。いろんな苦情を私はいろいろ聞いております。ただその苦情をいろいろ並べ立てるつもりはないんですけど、特に今回聞いたのは、仕事求職中の女性、求職って休んでいるのではなくて仕事探している、働きたいんだけど子供がいるんでどっかに預けてから就職をしたいという女性が入園待機をしたという話を聞きました。

その手続、市側の手続に非常に不便なところがあって、なかなか思うように子供を預けられなかったということを聞きます。具体的に言いますと、例えば先ほど市長言われたように、手続が5月以降の場合は、前の月の20日に締め切って、その次の月の初日から入れるとなると、その申し込みをしてから入れるか入れないか。入れますよと言われてから1週間ぐらい、10日ぐらいで急に入れますと言われて。10日ぐらいで急に入れると言われても、まだ仕事の状況がつかない。前もって入所希望を出しておいたんだけど、前もって出しておいても自分がいつ入れるのかわからなくて、まだ定員がいっぱいなので入れません、まだいっぱいなので入れませんとあって、せっかく仕事が見つかったんだけど、職場に早く来てくれて言われたけども、まだ子供が入園できないので職場に行けませんということで仕事につけなかったというような話も聞いてます。

そのようなことを改善するために、今聞いたらその入園待機のための選考基準表がちゃんとあるというふうに言われました。私実はきのう担当課長からもらったんですけどちゃんとあるんです。市長が御説明されたとおりに優先順位がちゃんと点数で基準点がついて順位がついてる、これを公表したらいいと思うんです。保護者の方は自分が何番目に待機して何番目の優先順位かわからないので、職場とも1カ月後に働けるのか、あるいは優先順位が低いから、これは多分三、四カ月待っても入れそうもないのかというようなことを自分でわからない、自分が何番目の優先順位がわからないというようなことを言われてましたので、これをぜひ公表をしていただきたい。

それから、もう少しできれば、その待機順番が何番なのかということも知りたい。もちろん後から申し込んだ人が優先順位が高いから順番が入れかわりますよというは当然あるかもしれませんが、自分が例えば2番目に待っているのか、あるいは5番目、6番目に待っているのかによって、その仕事の探し方、1カ月後に入れるめどがあるのかないのかということを知るだけでも随

分違うと思うんです。そういう意味で、この基準表を公表するのと、それから自分の優先順位が今何番にあるのか。できればそれタイムリーにもしあれでしたら市のホームページが何かに随時掲載して、名前まで掲載する必要はないと思うんですけれども、受付番号何番の人は今何番目ですよぐらいのことを公表してみたらどうかなと思うんですけれども、そういうのいかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 特に求職中の方につきましては生活がかかっているということもあります。そういうことについてはいろいろありましようけれども、市としてはこれから柔軟性を持ってできるようにしていきたいというふうに思います。そういう公表ももちろん皆さんが納得いくように、公正であるということをきちんと公表していきたいと思いますが、それについても緊急を、職を探している方が就職ができたというようなことについて、やっぱり市としても相手の立場に立ちながら柔軟性のある対応をしていきたいと、そういうふうに使いたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ぜひこれ交渉したりするだけでも随分違うと思うんですよね。いろんな苦情をいろんな人から聞いたんですけど、そういう基準があることもよくわからなくて、何かうわさによると職員の子供さんを先に優先順位高く入園させてるんじゃないかというような声まで聞かれたんです。そういうことはないと思いますけど、そういう意味でもこういうのを公表して、あなた今何番目ですよということがわかれば、そういう不信感もぬぐえるのではないかなと思うので、このぐらい簡単なことだと思う、ぜひ積極的に検討してみていただきたいというふうに思います。

あともう一つ提案型ということでは、窓口サービスの向上の点なんですけれども、もちろん市長言われたように、そのときどきの対応によって感じ方もいろいろ千差万別だし、人によってもいろいろあるので、一概にサービスが向上したとか、低下したとかということは言えないと思います。ただ、少なくとも合併したことによってサービスが低下したと思われるようなことがあるのだとすれば、そうじゃないような、むしろ合併したことによってサービスが向上するようなこともどんどん打ち出していったらいいのではないかなと思います。

そのうちの一つの提案としてなんですけれども、市民窓口サービスの時間延長というのを考えられないかなと思うんですが、今窓口5時までですけれども、せめて6時、できれば7時ぐらいまで、それも週に1回でもいいので窓口を開けておく、そこで住民票なんかをとりに来れるというようなことになると、私は大変便利だと思います。特に、大分の方に通っている人たちなんかは帰りに、通勤の帰りにちょっと寄って住民票をとってくるなんていうときに7時まで開いてると大変便利だと思いますので、一気にやるのが難しければ週に1回、毎週水曜日、それも例えば

大分に近い挾間の市民サービス課を7時までやります。逆にいえば、例えば湯布院の方なんかは、お休みの日に観光客が遊びに来る人が多いので、年末年始ですとか、あるいは月に1回でいいから土曜日だけは開けるとか、そういうようなことを考えてはどうかと思います。で、職員手当、時間が手当なんかがかさむということであれば、時差出勤の制度を取り入れるようなことで対応できるのではないかなと思うんですよね。

私前回、前々回でしたっけ、大分県が職員の時差出勤制度をもう既に実施してるというようなことも紹介しましたし、窓口サービスを延長してる自治体、今全国各地でどんどん出てきてます。由布市でもこういうサービスをぜひ取り入れてはいかがかなと思いますけれども、そのようなおつもりは、御検討されるおつもりはありませんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 今、検討しております。その中で、5時以降ということでもありますけれども、昼間に電話をいただければ書類はちゃんとつくっておくとか、そういうこともできるのではないかなと思います。

時差出勤あるいは1時間の時間延長と、そういうことについても十分考えていきたいと、今検討してるんです。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 合併が理由になったかどうかは別として、市民がちょっと不便を感じると、それがすぐ合併したことが理由で、サービスが下がったんだというようなことを言われかねないですよ。そういうことに対して対応を改善していくのはもちろん基本ですけども、それ以外にむしろ新しいサービスを向上させるような案を次々とぜひ考えて出していただきたいと思います。時差出勤の件ぜひ検討してください。

それから、3点目予算周知の件です。これも去年3月議会のときにも私同じように予算の状況をきちんと市民に説明することが重要だと申し上げたことがありました。市長のお話を聞いてみますと、予算の周知というのは主に市報でやっているということで、確かに市報に載ってるんです。この間の4月号見てみましたら予算の状況は載ってました。ただ、この予算の説明を見ても、これで私は厳しい財政状況が市民にわかるとは到底思えないんです。市長は、市民が大体知りたいことはおおむね載っていて、御理解いただいと考えているとお答えでしたけれども、これ皆さん読んでると思いますけれども、予算の、確かにあれですよ、歳入歳出のそれぞれの項目別の予算の額は出ってますけど、一つ一つの事業名が並んでるだけなんです。で、例えば農業集落排水特別会計繰り出し金だとか、あるいは営農指導員の配置のためのお金だとか、教育費だとすれば臨時教員の加配事業、事業名が載ってるだけなんです、額なんか全然載ってないんです。で、由布市はこういう仕事をしていますよという紹介だけで、これは予算の説明でもなんでも

ないんです。これを見て、ああ、今由布市は大変厳しいけど、こういうところに重点的にこういうお金を配分してやってるんだということがわかるとはとても思えないんですが、市長はこの4月号の額も載ってない予算説明で十分に理解をいただいているというふうに本当に思ってるんじゃないでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） そういうふうに言われると大変厳しいものがあるんですけども、おおむね大体こうだということはわかっていただいているんじゃないかなとは思ってます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） わかんないですよ、多分。こういう仕事をしてるんだということはわかるけど、こういう財政状況だということはわかりません。せめてこれが4ページも使っているながら事業名を並べるだけじゃ、私、全然意味ないので、去年私が御紹介したニセコのわかりやすい予算書、ああいうのをぜひつくっていただきたいと言ったら、まあ、いろいろ厳しい状況もあるのでと言われましたけど、当時の市長の答弁では、市長、このわかりやすい予算書みたいなをつくりませんかと言ったら、ぜひ前向きにつくることを検討したいと言われたんです。で、検討した結果がこれで、今回改めて聞いたら、厳しい、大分後退してるんですけど、これでつくるつもりなかったんですか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 本当に、それを作成するというのは厳しい状況はよくわかってきたんです。ですから、やっぱり3町合併して広範になったということと、そういうことも今理由にはならないかも知れませんが、そういう職員体制の中では大変厳しいというふうに認識しております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 行革を真剣に進めていくときに一番ネックになるのが市民の理解です。で、財政がどれだけ厳しい中でどういうことをやっているのか、で、そのお金を出してる市民の人たちにわかってもらうことじゃないか、私は一番なにより重要なんです。で、作業が大変だからできないというようなことで逃げずに、これはやらなきゃいけないことだというふうに認識をいただきたいと思います。

もう一つ、この財政の公表についてなんですけれども、お配りした資料にちょっと載せましたけれども、由布市にある条例、私もちょっと気づかなかったんですけども、由布市財政状況の作成及び公表に関する条例というのがちゃんとあるんですね、これ。合併したときにつくった条例です。この条例の中身を読みますと、これ2条ですね、由布市財政状況の作成及び公表に関する条例、財政状況の公表は毎年4月1日に前年の10月1日から3月31日までの間の分に

ついて、10月1日には4月1日から9月30日までの間の分について市報に登載して行うもの
とすると書いてある。市報に登載してと書いてあるんです。なので、私ひっくり返してみたら、
4月号と10月号の市報をひっくり返して見たんですけど、どこにも載ってないんです。市報に
登載してこういうことを公表しなさいと書いてあるのに、これどこに載ってるんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 1番議員さんにお答えいたします。

確かにこれ2回掲載するようになっております。決算の状況につきましては1回、たしか掲載
していたと思っておりますが、今後2回 決算と当初予算あわせて2回（発言する者あり）

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 要は、やってないんですよ。こういう条例をわざわざつくって、
それも中身に何を載せなきゃいけないかもちゃんと3条で書いてあるんです。歳入歳出予算の執
行状況とか、住民の負担の状況までちゃんと書けと書いてあるんです。それをこの事業名を載せた
り、豆知識載せたりするだけじゃ、こういうことにはならないですよ。予算状況を説明して
ることにはならないんです。せっかくこういう条例をつくっておきながら、で、こういう条例をつ
くるということは、私は財政状況を市民にわかってもらうことが重要だと考えてる認識があるか
らだと思んですけども、そういう認識があるのであれば条例つくってほったらかしするよう
な、ポーズとるようなことだけではなくて、きちんとこの公表と周知をしていただきたいと思
いますがいかがですか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 今後そのようにさせます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 今度の10月号を楽しみにしておきます。

次に、指定管理者導入後の評価のことについてお伺いをしたいと思います。

指定管理者制度が市内の施設に導入されてちょうど2年がたちました。一番最初の指定管理者
の導入は合併前の旧湯布院町で3施設に導入をされました。国民宿舎と道の駅と、あとの青年の
家ですか、ゆふの丘プラザですね。で、今ちょうど最初に導入した期間の半分、2年が過ぎた
ところなんですけれども、今折り返し地点に来ているこの時期に、当初、一番最初に導入した指定
管理者の導入後の評価をきちんとして、それを見直しをするということは大変これ重要だと思
います。

で、全国で指定管理者制度が導入されているんなところでいろんな問題が起きています。こ
ういう本が出ているんですよ。指定管理者は今どうなっているのかというタイトルの本なんです
けど、おもしろいんですよ。全国で指定管理者飛びつくように入れてみたけど、いろんな問題が続

出している。制度にもいろんな問題点が指摘されていますけれども、制度導入後の運用についてもいろんな問題が出ています。由布市もそうだと思います。

で、今こそ私はきちんと最初に導入したところの評価と制度の検証見直しが絶対に必要だというふうに思っています。で、参考資料として、この指定管理者制度は今どうなっているのかの本、いろんなことが参考になりますので、ちょっと引用させていただいた資料をお配りさせていただきました。それともう一つは、特に国民宿舎の件について、私は今検証し直すべきだと思っていますので、この国民宿舎の運営状況に関する資料もお配りさせていただきました。これを眺めながら聞いていただきたいんですけども、当時、さっき市長が言われましたけれども、当時湯布院町議会のときに議決をして、この制度を導入して協定書も結んだというふうに言われましたけれども、確かにそのとき私もその議会にいました。で、指定管理者制度というのがどういう制度だかまだよくわからないけれども、とにかく入れてみようと、で、不備があることについては今後十分改善をしながら臨んでいこうということを条件に入れたはずで、あるからこそ今ここで見直しをして、で、今後この見直しをして不備が見つかったり、あるいは内容を見直すことが、今後ほかの施設に由布市がどんどん指定管理者制度を導入していくためにも十分必要だと思うんですね。

その意味で国民宿舎を例にとっていいますが、この国民宿舎の経営状況をどういうふうにチェックをしているかということを質問しましたら、地方自治法で定められているように、決算状況、経営状況や実施状況なんかを、事業報告書を提出をされているというふうにありました。お手元にある国民宿舎由布山荘平成18年度決算報告書よりというのがあります。これ市にも提出された報告書の一部コピーです。上の部分の貸借対照表が載っています。これ18年度の分、そのちゃんと提出で受け取っておりますか、担当課。

議長（後藤 憲次君） 商工観光課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） 受け取っております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ということは、これ報告されてるということなんですけど、この国民宿舎の貸借対照表の中で非常に問題があるんですが、以前から言ってますけれども、国民宿舎の指定管理者が自腹で多額の修繕費を費やしてるということです。で、前回の質疑のときでしたか、に、聞きましたけれども、この2年間でおよそ1,000万円近くの修繕費を指定管理者が自分で負担してつぎ込んでるんです。そのうち、この貸借対照表を見ると、そのうち400万円ぐらいを有形固定資産として決算に上げてるんです。この指定管理者の決算の中に、有形固定資産として、建物資産を計上してるということは、これ資産、財産権を持ってるということなんです。こういうことについてチェックしてないんですか。行政の財産である国民宿舎の建物に、

この貸借対照表上では、指定管理者が財産権を持つてることになっちゃってるんですけど、これについてはどういうふうに考えてるんですか。

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） 副市長です。1番議員の質問にお答えいたします。

確かに固定資産という形で計上されることは好ましいことではないと、そういうふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 好ましいことではない程度の問題じゃないんです。これ固定資産税課税してるんですか。

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） ちょっとその点については確認をさせてください。恐らく課税ということにはなっていないと思います。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） そりゃ、そうですよ。課税なんかしているわけないです。これ行政財産ですから、建物もすべて含めて、なのに指定管理者は、ここに固定資産を計上して、自分の資産だということで報告をしてるんです。去年の、17年度にも270万円の固定資産が上がって報告されています。こういう報告書をきちんと受け取っていながら、なんの対応をしていないということは、これ大変な問題です。私、これきょう初めて言ったことではなくて、前回、前々回の質疑のときにも言いました。指定管理者が多額の修繕費を自分でつぎ込んでいて、それに財産権を主張してくる可能性がある、行政財産に民間の指定管理者が財産権をかぶせて主張してきたときにどうするのかと、これを見直せというふうに私は言ったと思います。で、見直しが必要ではないですかということもさんざん言いました。このことについて見直し作業をしてるんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） 指定管理を当初、相手方と契約期間、指定管理期間にわたって協定書を結んで協定をした上で、指定管理をしております。それはやはり当初の条件で管理をしておりますので、その条件についてはやはり変えることはできないと、そういうふうに思います。そういうことで、その条件が、最初の指定管理期間が終了後に、改めて協定の中身等について、再度改めて指定管理をやりかえるときに、やはり検討する必要があると、そういうふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） それじゃだめだといってるんです。この財産権についての項目が、

当初の協定書に入っていないんです。だから、こういうことをなってるんです。

で、最近導入してる指定管理者制度の協定を見ますと、これも前に質疑のときに担当課長がお答えいただきましたけれども、指定管理者がつぎ込む修繕費の上限額を明記している協定書がありましたよね、議会にもかかりました30万円だか50万円だか明記して、さらに財産権は行政にあるということをちゃんと確約させましたという答弁があったと思いますけどいかがですか。議長（後藤 憲次君） どうぞ。

行財政改革室長（相馬 尊重君） そのように答弁したと認識しておきます。

それと、先ほどの固定資産並びに付随する造作等、法律では借家法といいますか、あの中で造作という言葉を使ってるんですけども、造作買い取り請求権というものがございます。これについて今研究してるんですけども、借り主側が貸し主の許可を得て造作した物件について、その期間が満了したときにそれに見合った金額を借り主側に請求できるという権利ですけども、この請求権があると。これが適応できない場合については、指定管理者でいえば協定書に当たる契約書、そういったもので特約事項として、こういう権利は解約後は請求できませんというのを明記しなさいというふうに法律ではなっております。

ですから、今そういった協定書の中でそういうふうにならざるを得ないところがございますけれども、この国民宿舎の場合、完了した場合に14条で原形に付すと、戻すという協定内容になっております。これがこの特約事項に当たるのかどうかということも含めて、今研究してる段階でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 原形に付すというのは、建物の原形に付すだけで、問題をいつてるのは、今の段階でもう既に行政財産に民間の指定管理者が資産を重ねて財産権を持っちゃってる状況をどう改善するんですかと言ってるんです。

で、これあと2年間で、次の協定見直しのときまでほっとくと、これどんどんどんどん額ふえますよ。去年270万円だったのが、ことさらに修繕費つぎ込んで固定資産が400万円までふえてます。あと2年間ほっておいて建物は今ぼろぼろですから、どんどん修繕費を自分で指定管理者がつぎ込んでいって、で、4年後の見直しのときに、いや、うちには固定資産の計上が1,000万円あります、2,000万円ありますと言われたらどうするんですか。それで、さらに指定管理者を、例えば見直そう、あるいは公募をし直そう、ほかの指定管理者にかえようなんてことをしようとしたときに、財産権を主張されるので、そんなことできなくなるわけです。

だからこそ、今この時期に、早いうちにこの協定書を見直しておかなきゃいけないといってるんです。協定書を見直す必要がないというような御答弁を、さっきいただきましたけど、こうい

う不測の事態が生まれてきてるんであれば、早急に協定書の見直しをすべきではないでしょうか。協定書の見直しができないようなことと言われてましたけど、そんなことはありませんよ。国民宿舍の管理に関する協定書の20条の21条にちゃんと協議をして必要なことが起きれば協定を改定することができるということが書いてあるんですから、この改定をすぐにやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） 今、まず、財産権のことについてでありますけれども、やはり国民宿舍は公の施設でありますので、そういうことを市として容認することはできないと、そういうふうに思います。

ただ、おっしゃられたように、指定管理はしてはおりますけれども、これは基本的には市の公の施設として行政サービスを行うというスタンスのもとにやっているわけありますから、あくまで市の施設です。ですから、市の施設を基本的に維持して行く責務は由布市にあります。そういうことから考えれば、やはり大型の補修工事がどう見ても必要な部分については、やはり行政で負担をしていくというのが基本であります。その協定書の中身を見ますと、相手方との協定の中で、そういう修繕については、そういうふうに取り込んでいける部分が協定書の改定に至らずともできると思います。そういうことの中で、ちょっと今後についてはやはり行政の施設としてしっかり管理をしていく方向で考えていきたい。

ただ、過去にさかのぼってどうこうすることはできない。今後そういう事態が生じたときにあらかじめ協議をしていただいて、大修繕が必要な、ある程度の修繕がやむを得ないというようなときに協議をいただいて、その中で個別に検討していくことはできると、そういうふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 財産権を容認できないと言ってますけど、この決算書に固定資産額を400万円、それから、去年は270万円計上したものを提出してるんです、市に。それをちゃんと受け取って、何にも言ってないわけですよ、容認してることになるわけじゃないですか。容認できないんだったら、これちゃんとチェックしなきゃだめですよ。そういう意味でも、指定管理者制度導入したはいいものの、そのままほっぽらかしにして問題がいっぱいあるということなんですよ。それを指摘してるんです。

だから、これをちゃんと協定を見直して、で、この問題はすぐに解決するための協議をしてください。これは、私警告しておいたのにしないで、あと2年間たって、さらに財産権がこっちだあっちだみたいな、そういう争いが起きるようなことを免れませんか。私は何回も警告してるのに、それを無視して、そういうような争いが起きるようなことになったら、これ行政の責任だと

思います。早急に見直しをするということを明言していただけないでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） 私は、今の協定書の中である程度の対応はできていると思っております。そういうことで、しかしながら、見直しする必要があるかどうかについて検討をさしていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） あるかどうかって、じゃあ、この固定資産税が計上されている決算書が提出されましたよね。これに対してこのこと、じゃあ、どう対応するんですか。財産権を主張してきたということですよ、これを提出してきたということは。

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） これは指定管理をした相手方の決算書でありまして、直ちに市に対して財産権を主張するものではございません。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 提出してきただけで、受け取っただけで、それで認めたわけじゃない、そんな逃げ口上は通用しませんよ。これほっといたら大問題になることをうすうす予測できると思います。とにかく協議をしてください、この財産権に関して。で、その協議をするときに協定書の見直しが絶対に必要だと思います。

見直しは3つ、一つは、この財産権を市に帰属させなければいけないと思います。当然行政財産ですから。ただ、これまで1,000万円近くつぎ込んだうちの400万円を丸々市に帰属させるなんていうことは無理です。市がある程度のものを返して、それで財産権を行政側に行使してもらうことをきちっと協定書に書き直してもらうことが必要です。

それから、2つ目は、その修繕費の上額をきちんと協定書に明記することです。最近やってる協定書は、由布市がやってる協定書はみんなそうしてるんですから、それが改善された結果としてやってるんですから、これもすぐにいいように改善をしてください。

それから、3つ目は、例の上納金です。国民宿舎の指定管理者は市に320万円年間上納金を納めています。これを即刻やめさせることです。余りにも不公平です。これも毎回毎回私いろんなところで質疑をしておりますけれども、上納金を納めさせて、で、さらに修繕費も全部自腹で払えと言われてやっているところと、逆にいえば補助金をたくさん出して指定管理委託料まで出しているところ、余りにもこれ不公平ですし、今までいろいろ調べて見ましたけれども、指定管理者で上納金を納めさせてるなんて例ないんですよ。これも私法的にどうかなと思いますけども、これも即刻やめさせること。この3つを絶対踏み込んだ、盛り込んだ協定の見直しをしていただきたいと思います。

さらにもう一つ、この国民宿舎問題についていえば、さっきの320万円についていえば、なんでここを国民宿舎の指定管理者にだけ320万円を納めさせるんですか、再三聞いたら、いつも毎回同じように、利益を生む施設だから納めさせてるということ逃げ口上に言います。利益全然生んでないんです。この書類の2ページ目を見ていただくとわかる、この貸借対照表でもわかると思いますが、この資産と負債をとんとんで合わせてますけど、これ固定資産400万円を見込んでとんとんで合わせてるんです。当期利益は280万円上がってます、確かに。で、当期利益280万円上がってるんですけど、実はこの指定管理者は当初の施設大規模維持補修、改修のために1,400万円ぐらい借入れをしてるらしいんです、この下に書きましたけど。それを3.3年間で返すために、毎年年間420万円ぐらいこの返済に充ててる。そうすると当期利益280万円上がっても、その420万円を貸していかなきゃいけないから、実際にはキャッシュフローはショートしてるんです。全然もうかってるわけじゃない。さらに言うと、いろんな比較の表も出てますけれども、これ全然利益を生むような施設ではない状況の中で、いや、これは利益を生んでる団体だから320万円上納金を納めさせてますなんてことは理由になりません。これは即刻廃止するように、検討、見直ししてください。水かけ論になりますから言っておきます。

最後に、市長にお聞きしたいのは、2年後にこの指定管理者のこの期間が終わったあと、この国民宿舎をどうするつもりかと、将来的なビジョンをどういうふうに考えているのか、このまま引き続き、今の指定管理者かどうかは別としてでも、指定管理者制度を導入したまま国民宿舎を運営していくのか、もしくは廃止するのか、そういうようなビジョンは今お考えでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 先ほどからの話もありますけれども、この指定管理の状況のときには、かつて湯布院町議会のときに12の団体が指定管理を希望して手を挙げたと、そしてその中で、話を聞きますともっと条件のよいすばらしい会社が指定管理を受けたいということもあったと、そうだけでも、地元の旅館組合、そういうことを優先して当時は今の方々に指定管理をしたというふうに私は受けとめております。そういうことから、そういう状況のもとで、上納金という言葉は使っておりませんが、そういうことも決定されたと聞いております。

で、ありますから、そういう好条件でも外された方々にとりましては、そういうことであればおれたちがしてもよかったのではないかとことも考えられると思います。そういういろんなことも考えておりますけれども、今現状の中では、そういってもしょうがないから、今後そういう、今の受けられてる方々の窮状と、そういうことについても今年度から十分考えて協議をして、余り負担にならないような、そしてそれと他の指定管理者との整合性も合わせながら考えていきたいと、特にかつての経緯がございますから、その経緯についてやっぱりこちらも十分対応して

いかなければ、約束がほごになってしまうと、そのことについて、そういう指定管理を受けられなかった11名の方々、11の企業の方々の立場ということもやっぱり私は考えていきたい。

しかしながら、今言ったように、議員おっしゃられるような窮状もよくわかっております。でありますから、そういうことについては、十分に協議をして19年度より協議を進めていきたいと、そしてできるだけ指定管理が円滑にいくように進めていきたいというふうに考えております。

議員（1番 小林華弥子君） 2年後はどうするんですか。2年後は。

市長（首藤 奉文君） 将来的には、今の状況が大変厳しいということで、負債が多くなれば指定管理受け手がないということになれば、私は将来的にはあそこを解体して、駐車場あるいはいろんな公共の施設といいますか、市場とか、そういうものにもできるのではないかと考えておりますけれども、それが今確定してるとか、そういう思いではありません。ただ、そういう思いを抱いているというだけです。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 今の市長のお話に対して、いろんな反論もあるんですけど、一つだけ反論はやめて、平成19年度から協議を進めていきたと言っていたことを確認したいと思います。

で、それから、将来ビジョンをいろんなこと考えられると思います。ただ、今の時期に早く言うておくこと、これ大変重要なんです。というのは、あと2年後に1回目の指定管理者の見直し期間が来ます。そのときに、引き続き指定管理者制度で国民宿舎を運営させていくのか、あるいはもうその時点で廃止をするのかによって、今後2年間の経営のやり方が全然変わってくるんです。修繕費のかけ方も変わってきます。あと2年間で廃止するのであれば、2年間の営業のためのものにすればいいし、将来的に引き続きやっていくんだったら修繕費はきちんとかけなきゃいけない、そういうことが今後2年間にもかかわってくると思います。いかがでしょう。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） わかりました。そういうことではなくて、私は今の国民宿舎をそのままやっていただいた方がいいというふうに考えております。

しかし、もう受け手がないということになれば、そういう場合には駐車場等々を考えているということです。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ちょっと話をさかのぼるんですけど、平成12年ごろだったかと思うんですけども、当時の旧湯布院町時代に国民宿舎の運営審議会というところが、答申を出してるんです。平成12年ごろだったと思うんですけど、国民宿舎を廃止すべきだという答申を出してると思うんですけど、そのことを市長御存じですか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 聞いております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） その時点で、なぜもう既に廃止をすべきだという、多分その当時の担当者は今の農政課長だったのかなと思うんですけど、その廃止すべきだという答申の一番の理由はなんだったか覚えてらっしゃいますか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 国からの通達もございまして、国民宿舎そのものが所期の目的、公営の国民宿舎そのものが所期の目的も達成してるというふうなことで、国からの指導も受けながら湯布院町としては、どうあるべきかということで諮問委員会に諮問したその答申が今議員が指摘したようなことだというふうに、私は理解しております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） そうなんです。もう当初の目的は達成したので、もう国民宿舎は廃止すべきだというふうに、平成12年の時点で答えが出てたんです。当初の目的でなんだということなんですけど、国民宿舎だけに限らず、公共施設を指定管理者制度導入する際に一番重要なのは、その施設の目的、設置目的です。いろいろ本にも出ていましたけれども、その設置も公共的な政策の設置目的のために指定管理者制度を導入するんだと、それが一番の目的だったはずなんです。

お配り資料にちょっと引用したんですけれども、国民宿舎の設置目的って、じゃ、なんだと、当初の目的はなんだかというと、今由布市の国民宿舎条例の第1条に書いてあります。豊富な温泉資源を適切かつ有効に活用し、市民及びほかからの観光客の健全なレクリエーションと健康の増進を図るとともに、由布市の観光振興に資するため安全で安心して泊まれる宿、国民宿舎を設置する。これが当初の政策目的です。でも、こういう目的はもう平成12年の時点で達成されてるわけです。でも、公共目的達成されてるものに対して、それでもじゃなんで指定管理者制度を導入しなければいけないのかというところを、きちんと抑えておかないといけない。これ国民宿舎に限らずですけれども、指定管理者制度を導入する目的は単なる行政の経費節減のためではないとことをさんざん申し上げてきました。その公共施設の設置目的を最大限に生かすために指定管理者制度を導入するんだと。国民宿舎についていえば、その設置目的はもう当初達成されてるんのであれば、これ以上指定管理者制度を導入してでも国民宿舎を存続させる意味がどこにあるのかということが問われるんです。

だからこそ今、そういうことをきちんと考えて、2年後の時点で、これ以上設置目的はあるか、あったとしたらそれに指定管理者制度を導入するのがふさわしいかどうかという根拠がないと、

単に今あるものをお金がかかるからだれかに任せよう、だから指定管理者だというふうなことをしてはいけないということなんです。幾つかいろいろ言いますけれども、当初の目的がまずもうないと、達成されたということと、もう一つは、指定管理者制度を導入したことによって、当初あった目的が改善されたかされてないか、それを検証しろと私は言いたくて、今回質問したんですけれども、その部分をきちんと見きわめなきゃいけないということです。

で、国民宿舎に指定管理者制度を導入して、何が改善されて、何が改善されていないか、で、当初目的にどのくらい資するかということ、簡単な資料ですけれども、比較をしています。確かに人件費は大幅に削減されています。年間で7,200万円くらいあったのが、半分以下になってます。これ当然です。ただ、利用者数は半分近くに減ってるんです。これ利用者数が減ってる理由は幾つか考えられます。多分、休館中の国民宿舎を閉めて、指定管理者に出すまで1年半くらいあって、閉めた直後はまだ指定管理者に出すなんて決まっていなかったんで、今後はあそこをどうするのかというのが決まらないままずっと休館してたんです。その間に、顧客が離れていった、あそこはリピーターが多い宿ですから顧客が離れていったということが一つ考えられます。それから、後料金体系が変わったのが一番大きい、新しい指定管理者制度の中で1泊2食取ろうと思って、採算を合わせようと思ったら8,000円くらいかかるんです。これが指定管理者導入前は6,500円くらいだった。こんなこともあって利用者が大分減ってるということもあります。

ただ、指定管理者制度を導入する意味として、公共的な施設の設置目的を達成しているかどうかというのが、一番重要だと申し上げました。で、ここでちょっと問題なのは、国民宿舎を設置することによって、その最終的な利益を受けるのはだれかということなんです。普通の市内施設ですと、指定管理者を導入することによって公共的目的を達成された利益を受けるのは市民でなくてはいけないんです。そのために指定管理者制度を導入するんです。ただ、国民宿舎の場合は利益を受けるのは外からのお客さんなんです。サービスの受給者は外からの外部観光客であって、そのサービスを提供する側、サービスを負担する側が市民になってるんです、今指定管理者は市民ですから。で、さらにサービスを受給している外部の受給者も数が、制度を導入したことによって減っているというふうにいえる。何が言いたいかというと、つまり当初の設置目的も終わってしまって、その公共的目的を、ない目的を達成、さらに達成しようと思って導入をしてみても、その成果はあらわれてない。要するに、もう国民宿舎設置して、指定管理者制度を導入する意味がないと思えるんですけれども、市長いかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） もうちょっと検討をしてみたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（１番 小林華弥子君） もちろん今すぐ答えることではないんですけど、検討してください。で、それを早目に言うことが重要です。２年後にどうするのか、将来的、２年後になったときに国民宿舎もう廃止しますよというのか、あるいは今後も継続しますよというのか、そのビジョンをなるべく早いうちに、できれば今年度中には私は表明していただきたいというふうに思います。

これは協定の改善見直しがされるまで追求し続けていきたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、追加質問で出しました温泉館の消費税問題と〇 １ １ １の対応についてです。

〇 １ １ １のときについては、市長がいなかったのが副市長が対応したというのはわかります。で、コメントは市長が出しても、副市長が出しても一緒ということ言われたんですけど、合同新聞のコメント読むと私非常にこれ不安になったんです。最初のやつには、今後庁内で対応を検討した上で、税務署と協議をしていきたいとか、それから、市民感情を気にしていたら、市民感情を考えると時効は納得できないと、そんな弱気なことを言ってる場合じゃないんです。なんで一番最初にそんな時効なんていうのは許しがたいと、どうしても納得できない、全額返還を求めると一番先に言い切らないんですか。どうしてそういう言葉が出てこなかったんですか。そういう思いがあるんですかないんですか。

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） まず、５月１０日の件ですけれども、５月７日月曜日に大分税務署から健康温泉館の消費税問題でちょっと消費税のことで話があるんで同席してほしいという要請がありました。で、過去こういう問題が起きておることを私も知りませんで、会議に出たら口頭でこういう話があったということで、しかも口頭であったがために事実関係が私は詳しいことがわかりませんでした。

で、その後、直ちに、その日のうちに帰って確認をしようとしていたところに、マスコミ各社から電話があったと。ちょうど市長は庁内にいなかったということで、ああいう答えになりました。

確かに、それともう一つはやはり法的な問題もあるので、ある程度最終的なところも検討しながらやる必要があるんで、確定的なことは私の立場では言いづらかったということがございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（１番 小林華弥子君） もう時間がないので、最後に申し上げますけど、〇 １ １ １にも共通するんですけど、一番最初の市の態度というのが大変重要です。一番最初のコメントでやっぱり市長がみずからトップとしてこういうものは許しがたいと、あくまでも全額返還求めると言い切ることが、今後の市としての対応に物すごく影響するんです。で、そういう強い認識を持

っていただきたい。

これは、単に、消費税を返してもらえればいいかどうかという問題じゃないんで、これは私に言わせれば地方自治分権を実現できるか、地方自治体のこけんにかかわる問題です。で、こういう問題のときにこそ地方自治体としてしっかり住民の代表者として、国や県と渡り合えるという態度が必要なんです。で、国の国税庁の側は、時効法があるから法律を盾にとってきていますけれども、大体法律というのは国民の生命、財産を守るためにある法律なんです、ルールなんです。そのルールに従ってたら国民の財産が守れないんであれば、じゃあ、逆にこれ法律を変えるしかないんです。そういうことを主張してでも、一番市民、国民の生命、財産に近いところにいる市長が毅然たる態度で、これは最後まで断固戦い抜きますと、場合によっては国を提訴してでも、法律を変えてでも、これは市民の財産を守るのが私の役目ですと、そのぐらいの強い決意を持って臨んでいただきたいというふうに思います。一言市長があれば、お願いして質問を終わりたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 今、請求をしてる状況でありますので、その結果を見て考えていきたいと、要求といたしますか、断固として要求していくという思いは変わりません。

議長（後藤 憲次君） 以上で、1番、小林華弥子さんの一般質問を終わります。

.....
議長（後藤 憲次君） ここで休憩をいたします。再開は15時25分から再開をします。

午後3時14分休憩

.....
午後3時25分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、10番、太田正美君の質問を許します。

議員（10番 太田 正美君） 本日最後の質問者となります太田です。よろしく申し上げます。

6月の中旬になりまして山の緑は一段と濃くなりまして、今由布岳ではミヤマキリシマが満開を迎えております。また、湯布院盆地では蛍が乱舞している憩いの里としていい季節になっております。

さて、質問に先立ちまして通告が4日までということでありましたので、ちょっと触れられなかったんですが、6日から10日にかけてさきの群発地震が発生しました。そのことについてちょっと意見させていただきます。

6日から10日にかけて震度1以上の有感地震が63回あったと新聞報道であります。その震源地としては別府万年山断層帯に含まれる地域が震源地であったようにあります。その中で、新

聞報道では別府市の対応は、たび重なる地震の揺れを危惧し、市民の安全を第一に考え、地区公民館、小学校、集会所、民間施設など、合計37カ所の避難所を設置し、4日間で述べ960人の避難に成功したとあります。また、自治会や市営住宅の管理者の自主的な公民館の開放など、官民共同での取り組みも成果を上げているとあります。

こういった別府市の取り組みと比較しまして、果たして由布市の対応はどうだったのかという点では、非常に昨日来同僚議員が危機管理に対する取り組みの、由布市の取り組みについて非常に何点か質問がされたようですが、私もこの別府市の対応と比べまして、由布市の対応が一段とおくれてるのではないかと、もう少し危機管理体制の強化を努め、市民の安心安全を、また観光客の安全を図るべきではないかと考えております。市長、一考を願います。

それでは、通告によります質問を2点ほどいたします。

まず、1点目は由布市における特区について質問いたします。

構造改革特区とは、地方公共団体や民間事業者の自発的な立案により地域の特性に応じた規制の特性を導入する特定の区域を設け、地域経済の活性化を図るとともに、地域における規制緩和の成功例を示すことにより、全国的な規制改革へと波及させ、国全体の経済の活性化を図ることを目的とする。そういう基本方針に基づいております。つまり現状では、地域市場の実態に合わなくなり、形骸化した国の規制が民間事業者の経済活動や地方公共団体の事業を妨げている。地域の特性に応じた規制の特例措置を導入することで、地域の活性化につなげるという趣旨であると理解しています。

由布市においてもこの特区を上手に適用することで地域経済の活性化の糸口と、市民生活の向上につなげていければと考えています。

そこで、現在由布市ではどのような特区を設けているのでしょうか、また特区の認定を受けることにより、どのような成果があったのでしょうか。また、今後由布市における特区の進展を具体的にどのように考えているのでしょうか。

次に、2点目といたしまして、市有地の狭霧台売店について質問いたします。

湯布院町川上野々草にあります狭霧台展望台ですが、昭和40年代に旧湯布院町と県とで無償の貸借契約が交わされております。しかしながら、現在の社会情勢からして、この契約を再考する必要があるのではないのでしょうか。また、現在経営する事業者は大分県観光公社が廃止され、民間が経営していると聞きますが、その実態を市は把握しているのでしょうか。

最後に、こういう形で民間に委託すること、指定管理者かどっかよくわからないんですが、市は協議、相談ですね、を、その際にしたのでしょうか。また、この土地が市有地と入会権を含む土地になっておりますが、地元との協議もされたのか、この点についてお答えください。

あとは自席でお伺いします。よろしく申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 10番、太田議員の御質問にお答えいたします。

その前に、誤解を招くと悪いので、地震の場合は、由布市においては震度4において災害警戒準備室を設置するようになって、震度4が出れば由布市においても直ちに対応するようになっていきます。震度の3の時点では、これまでそういう体制はつくっておりません。そして、震度4のときには庄内庁舎を本部として、室本部として各湯布院、挾間庁舎を支部準備室として、5弱になりまして災害対策警戒本部を、そして震度5強になりまして災害対策本部を設置するというふうに規定をしております、今回は4以上ありませんでしたし、そういうことで市内の議員の方からも市民が不安があるということで、特に湯布院の方には無線を通じて3度ほど市民の皆さんの安心をとということで放送させた程度であります。

以上であります。

それではお答えをいたします。構造改革特区は、経済、教育、農業、社会、福祉などの分野において、地方自治体や民間業者等の自発的な立案によりまして地域を限定して地域の特性に応じて全国一律の規制を撤廃あるいは緩和するものであります。由布市におきましてどのような特区を受けているのかということでございますが、合併前に庄内町の神楽の里グリーン特区、挾間町の人づくり推進特区、由布市ではどぶろく特区の3件の認定を受けております。

特区を受けることによりまして、どういう成果があるかということでございますが、庄内町の神楽の里グリーン特区は、農業者だけではなくて、企業など、農地を所有していない者などの多様な主体が農家民泊や市民農園の開設等によりまして、都市と農村の交流を促進し、地域の特性と組み合わせた新たな産業の創出を、あるいは活力ある農村地域の再生や地産地消の促進と農地保全を目指すなど、農業の生産法人以外の法人による農業参入の道を開くものであります。

挾間町の人づくり推進特区は、小学2年生少人数学級、30人の編成を実施しまして基本的な生活習慣や子に応じた指導、児童の実態把握や児童の集中力の向上、また自己と集団とのかかわり等々、きめ細かな指導を行うことができるものでございます。

また、今回認定を受けましたどぶろく特区は、どぶろくの製造には酒税法上の制限が多くございます。どぶろく特区の認定によりまして由布市内に所在する農家民泊や農家レストランなどを営む特定農業者が、みずから生産した米などの原料でどぶろくを製造する際の酒類製造免許にかかる最低製造数量基準が、数量年間6キロリットル以上が緩和され、少ない数量でも製造できるようになります。由布市の特色を生かしたオリジナル商品どぶろくの開発を促進し、地産地消による農業振興と観光振興が図られるようになると思います。

なお、庄内町の神楽の里グリーン特区と挾間町の人づくり推進特区は、現在では全国展開をされております。

今後の市の取り組みでございますが、由布どぶろく特区の認定によりまして、風光明媚な山里由布市のオリジナル商品の一つとしてどぶろく製造が定着するように、由布市内の特定農業者にこの制度の説明会を開催していきながら、広くPRしてまいりたいと思います。

次に、市有地の狭霧台売店についての質問にお答えをいたします。

第1点目の昭和40年代に湯布院町と県とで無償の賃借契約を交わしているのが、現在の社会情勢からして再考の必要があるのではないかという質問でございますが、議員御存じのように土地につきましては旧湯布院町と大分県との間で、昭和47年9月5日に最初の契約が交わされておりまして、その後平成5年9月1日に更新の契約が行われております。期間につきましては、平成25年8月31日までとなっております。貸付料も無償とするとの契約が交わされているところでございます。

また、建物につきましては、大分県が所有しておりまして、小田の池レストハウスと狭霧台の施設につきましては、平成18年に県から払い下げたいとの話がございましたが、新たな財政負担が生じることから、その対応を保留しているところでございます。

2点目の現在の経営する事業者は、大分県観光公社が廃止され、民間が経営をしていると聞かれますが、その実態を市は把握しているのかということでございますが、実態は確認をしております。財団法人大分県観光サービスは、昭和40年に設立され、大分県の副知事が理事長に就任し、その後平成17年に有限会社大分観光サービスに名称が変更され、さらに昨年株式会社大分観光サービスに変更されております。

現在の経営状況につきましては、レストハウス事業、狭霧台も含む事業でございますが、全体で収入は3,917万1,000円で、人件費等の経費を除く収支差額は78万5,000円と聞いております。

3点目の民間に委託することにより、市は協議相談をしたのかと、少なくとも地元との協議はされたのかについてでございますが、建物は大分県の所有物件でございますが、県との間で手続が交わされているものであります。その払い下げについて市が回答を保留いたしましたことから、県は所有物件を1年間の期限つきで委託に出さざるを得ない状況になったと理解しております。狭霧台は湯布院温泉の東の玄関口でもあり、眺望もすばらしく重要な位置を占めていることは私も十分理解をしております。今後につきましては、地域の皆さんの御意見を十分伺いながら対応を進めてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） まず、特区についてですが、まず最初の庄内町の神楽の里グリーン特区と挾間町の人づくり推進特区について、現在は全国展開をしているというお答えがあ

りましたが、これは期間的に何年間この特区の期間があったのか、それと成果についてのお答えがなかったんですが、この特区をすること、この2点の特区を受けることによってどういう成果が上がったのかを、まずお聞きします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 神楽の里グリーン特区は、農家民泊ということでありまして、そういう中で普通の農家の方々が旅館と同じような経営をするという形になるわけでありまして、その中で規制が大変緩和されたということでありまして、そういう方々が、旅館ではありませんけれども、そういう経営がしやすくなったということで、規制が。

もう一つは、小学校30人学級、2年生ですね、2年生につきましては、教科内容は若干家庭科と生活科と理科とか、そういう点について若干違う部分がございます。そういう中で2年生はまだ小さいことから少人数学級にして、そして行き届いた教育をするということから、30人をさしてくださいというお願いをしたわけでありまして、これは今挾間町が当時はそれで認可されたわけでありまして、全国的にそれは今いいですよという形になってるわけです。行き届いた教育をするためには、小学校2年生ぐらいまでは40人ではなくて30人がいいというふうな考え方です。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） それを何年間、いわゆる実績をどのように、例えばそういう農家民泊が何件くらいそのことによってふえたのか、また現在もそれが続いているのか、それをお聞きします。

議長（後藤 憲次君） 庄内振興局長。

庄内振興局長（大久保眞一君） 10番、太田議員の御質問にお答えいたします。

農家民泊につきましては、現在2戸の届けがございまして、現在もその2戸が営業をいたしております。

それから、この民泊だけではなくて、農業に対する企業参入がこれによって規制、それまでは規制をされておったんですが、それもこの特区によってできるようになったということで、1社が、1社の企業が農業の方に参入をして、現在も続けております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） わかりました。

次に、どぶろく特区についてですが、免許申請の条件として農林漁業体験民宿業、その他酒類を自己の営業上において飲用する業を営むものの農業者というような、特定農業者という言い方をされてるんですが、この特定農業者に当たる対象者が由布市の中で、いわゆるどのくらいある

と推定されているのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） 10番議員にお答えをいたします。

今、このどぶろく特区の認定を受けまして、どのくらいの該当者がいるのかなということで、まだその辺が把握をしておりませんから、6月号の市報で由布市の方がこういうどぶろく特区の認定を受けたということを市民の方に市報でお知らせを今しております。

で、そういうことで、いろいろな制度の問題がありますから、一応説明会等を開こうということで、今計画しております。そういう説明の会を開く、申し込み等がある場で判断をしていきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 今言われたように、どぶろくを製造するには酒税法上の制限がすごくあります。最初の申し込みの、いわゆる免許を受けるためのお金も結構多額が要ります。そういうことによって、竹田市ではどぶろく特区はとったんだけど、申請者が1件も出なく、結局、ただ形骸化したというようなことも聞いております。そういう点においては、由布市がどぶろく特区をとった以上は、行政としてそのようなことがならないような後押しをしっかりとやっていただきたいと、そういうことによって農村振興なり、観光振興をもっと行政としてできる範囲内で結構ですので、やっぱりただ説明会をして、行政として終わるということではなく、やっぱりその辺の高いハードルをどうやったら越えられるかということ、そういう支援をしっかりとやりっぱりする取り組みをやっていただきたいと思えます。

で、由布どぶろく特区というふうな言い方をしておりますが、現実にはどぶろくというのは一般に密造酒のことをどぶろくというわけでありまして、商標銘柄にどぶろくという名前をつけることはできません。だから、どぶろくということ、商標名としては使えないと、だからその辺のことももう少し研究しながら取り組んでいただきたいと思えますが、担当課いかがですか。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） 10番議員にお答えをいたします。

以上のようなことを、また検討させていただきたいと思えます。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 一つは、そのようにハードル的に高いものを農業振興と観光振興と絡めた取り組みをしたいということなんです、それを点ではなく面で、由布市全体ということにした意味合いがどういうところにあるのか、1点お聞きします。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） 昨年どぶろく特区の認定ということで、ぜひこういうことを製

造していきたいということがありまして、そういう製造をするには酒税法のいろんな制約があると、そういうこと中で、この特区を申請をして認定を受ければそういうことが緩和されるということで、そういう申請がある中で、由布市の方がそういう申請をして、今回認定を受けたということでもあります。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 認定を受けたのはわかるんですが、だからなんで点ではなく、面に、全体を申請する、いわゆる全市でそれをできるようにするかということの意味合いがどういふところにあるのかということをお尋ねしておりますが。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） これ非常にこういうものが定着をするようになれば、非常に農業振興とか観光振興が図られるということではありますが、非常にそういういろんな制約もあるものですから、まずそういう方がどのくらいあるのかなというのを把握をしていきながら、少しでもそういう方がふえていくように、また努力していきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 生産に関しては、そういうふうにも面でもできるかもしれませんが、販売の方のどぶろくを提供する方法として、まず生産者が自己の営業上での提供を、まあ、そこで飲酒させることと、製造上での販売（量り売り）ということに限られてる。ということは、既存の、いわゆる酒類免許を持ってる方と分けることによって、いわゆる瓶詰め等で販売することには、どちらかという消極的で、そこでつくって、そこで地産地消というか、そういうこれは意味合いを持っているんだと思います。そうすると、先ほどのどぶろく特区を由布市のオリジナル商品としていく旨の答弁がありましたが、この提供条件を基本において取り組むとかなり難しい部分が出てくると思いますし、市としてもかなりのバックアップ体制への充実をしなければ、このどぶろく特区は成功しないんじゃないか。具体的にはどのようなこれ流通経路をつくり、またプロモーション等を図り、結果どの程度これをするによって経済的な効果なり、また税収まで得ようとしているのか、具体的にお答えください。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） 10番議員の言われたとおりでありまして、このどぶろくにつきましては、あくまでも製造したものがどぶろく特区の認定を受けている地域で消費をすると、それを外部に持ち出すことができないというふうになっております。そういうことで、市内で製造したものを市内で消費をするという地産地消に向けた取り組みを考えております。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 私等が思うのは、オリジナル商品というのは、そこでできたも

のをよその人が買ってきて初めて付加価値がついて、オリジナル商品、地元の産品となるというふうには思ってるんですが、そういう点ではかなり厳しい取り組みが強いられるんじゃないかと思います。

特区については、ちょっともう1点、答弁にありました経済、教育、農業、社会、福祉とさまざまな分野で幅広い可能性を秘めておりますというふうにあるんですが、どぶろく特区以外の特区の取り組みは全然検討されていないのか、もっと由布市独自のもっと面的な取り組みができるものがもっとあるんじゃないかと、その辺の取り組みを見通し、具体的な見通し等があるのかどうかお聞きします。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） まだ、どういうものが由布市の中でこの特区を受けて、認定を受ければいかなということにつきましては、今後また検討させていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） ぜひ検討をお願いします。インターネット等で調べますというんな特区が、また成功事例もたくさんあるようであります。ぜひとも推進をしていただきたいと思います。

次に、狭霧台についての答弁で、1点目は契約を県と交わしてた中に、いつの間にか民間に委託しているということについて、地元とのどんな協議をしたのか、また県との協議を飛び越えて又貸しをしてるんじゃないかと、県が又貸しをしたんじゃないかというふうに地元としては受け取ってる部分があるんですが、その点について、まずお聞きします。

議長（後藤 憲次君） 商工観光課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） この件につきましては、先ほど市長が申しあげましたように、あと6年ですか、県との契約期間がまだ残っております。契約につきましては、平成5年当時、再契約をする段階で地元の財産管理組合さんと協議をして、再契約をした経緯が残されております。

それと、又貸しをしてるんじゃないかということなんですけども、市長が先ほど申しあげましたように、大分県の観光サービスは40年に設立されて、その後名称変更が有限会社、株式等に変っておりますけども、中身自体は変わっておりません。名称変更、県の指定管理等の絡みがございまして、有限から株式に変わったというような状況でございます。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 1点ちょっと気になることがあります。例えば、この質問のことについて、私は、本来、市有地の管理をしている契約管理課が答えるべきではないかと思う答弁を、観光課長がなんですかというのがちょっと腑に落ちない部分であります。

で、その1点はちょっとどういうふうなことで、観光課長が答えてるんかわかりませんが、契約に関する、市有地の契約に関するのを所管するのは契約管理課ではなかと思うんですが、市長どうですか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） そのとおりでございます。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） では、なんで契約管理課の課長が、この席に同席してないのか（「おります」と呼ぶ者あり）答えないのか。（「おります」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） 契約管理課長。

契約管理課長（長谷川澄男君） 太田議員にお答えします。

一般質問の内容を見た限りでは、商工観光課が答えるべき内容のものが多いいということが、私で判断いたしました。それから、あとその後大分県の観光公社ですか、これが廃止されて、大分観光サービスですか、これに名称が変わったということで、その辺の変更ということについても私どもの課は一切来ておりません。商工観光課の方にいかれたということで、ちょっとその辺の事情が私の方は承知しておりませんので、このような経緯になったと思います。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） そうすると、契約管理課長に聞きたいんですが、これは明らかに市との審議に劣ることではないかと、又貸しそのもの、民間にもう既に有限会社とか、株式会社になっただけで、何ら変らないんだ、県に貸してることと変らないんだという答えはちょっと納得できないと思うんですが、いかがですか。

議長（後藤 憲次君） 契約管理課長。

契約管理課長（長谷川澄男君） 平成5年に、先ほど御説明いたしましたけど、20年間の契約ということで、平成25年までの契約を交わしております。で、それ以降は、こういう指定管理云々という話は、私の方は全然聞いておりませんでしたので、その辺が全くわからなかったということです。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 当時の事情がいろいろ多分、県と旧町であったんだと思うんですが、それはあくまでも推測にしか過ぎませんで、通常の契約期間が、いわゆる20年ということでは、いわゆる現状知る人がほとんど20年の間に誰もいなくなってる中で、その契約が続いている、地元もそうですが、ほとんど当時のことを知る人がいないまま契約だけが生きているということについては、問題があると思うんですが、市長いかがですか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） その辺のところをちょっと、今即答はできませんけれども、20年間の長い契約期間とかというものについては、やっぱり途中で検証する期間もいるんじゃないかと思えます。よくわかりませんが、研究してみます。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） それと、先ほどの答弁の中に18年度に一度建物の払い下げを打診があったということではありますが、そのときにも地元とはほとんど協議していないと聞いております。だから、全然三者が協議ないまま書類上の契約書だけが生きて、このことが続いていると思うので、先ほど冒頭に申しましたように、この契約に関しましては白紙に戻して、もう一度その辺のことを検討する必要があるのではないかと思います。

また、この大分県観光公社、株式会社大分観光サービスになってるということですが、この会社そのものがどういう業務内容なり、現行の役員体制がどういうふうになってるかわかればお答えください。

議長（後藤 憲次君） 商工観光課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） お答えします。

株式会社大分観光サービスの事業内容でございますけども、阿蘇くじゅう国立公園清掃活動事業、それと別府の国際観光港第1、2、3の駐車場の管理、それと別府港の受託清掃作業、それと別府湾の県営3号上屋のターミナルビルの管理運営事業、それと県営の国民宿舎コスモス荘の運営です。それと由布市に関係ございます小田の池レストハウス、それと狭霧台の展望台、それと大分県長者原のオートキャンプ場、くじゅうやまなみ村のキャンプ村の運営です。それと地方職員共済組合別府保養所つるみ荘の運営等を行っております。

役員の構成でございますけども、役員の構成につきましては取締役が4名、それと代表取締役が1名、それと監査役が1名でございます。その中に県のOBが2名入っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） もう1点、小田の池も市有地ですか。

商工観光課長（吉野 宗男君） 小田の池も市有地でございます。

議員（10番 太田 正美君） なんかその辺で、ちょっと役員構成なりを聞いたときに、いわゆるなんか今の情勢からすると少し県との絡みというか、癒着みたいなものがあるから切れないんかなというふうに、こちらは憶測をするわけですが、その辺のものを払拭するためには、この契約をもう一度再考していただきたい。

で、1点、私がこういうことを言うのは、今、ことしもそうですが、由布岳のふもとが非常にきれいな草原で緑がいっぱいにあります。これを外部からの観光客が来たときに、非常にいやさ

れるわけです。しかし、そのもとになるものはやはり毎年高齢化をした牧野組合員が、やっぱり3月のころに野焼きをすることによって、これが保たれて、それこそ100年とはいわず、昔からそれが続いているわけ。しかし、高齢化の中で、それが非常に困難になってるという現状があります。また、そういう高齢化した人にも結局牧野組合員は野焼きに出られなかった場合は、出不足というお金を一人8,000円徴収して、結局それを経費に充ててるという、それでも毎年五、六十万の赤字が出ているというのが現状です。

そういうこともありますので、そういう環境を守るためにも、単なる補助金をくれというんではなくて、その地域が独自に地域を守れるような仕組みづくりをできるためのバックアップを行政としてもぜひ検討するための一考として、これを考え直していただきたいというのであります。

そういうところともう一つ、狭霧台の展望台の上に、またもう50年近くなりますが、県営の、いわゆる俗称御成婚記念というのがございます。それはもう当初の目的を達して、近々伐採計画があると聞きますが、そのことについても十分なる地元との協議、また慎重なる検討をいただいた上で、次の行動に移していただきたいと思います。市長、どうでしょう。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） そういう野焼き等々を、大変な経費がかかるし、高齢化を迎えてるという状況の中で、これから大変だと思いますが、そういう経費等に使われるものであれば、このことについても十分考えていきたいと思えますし、森林の伐採につきましては、今後その後のことも十分考えながら、伐採等々の検討を重ねていきたいと考えております。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） どうぞ御検討よろしくお願いします。

以上で終わります。

議長（後藤 憲次君） 以上で、10番、太田正美君の一般質問を終わります。

議長（後藤 憲次君） 本日の一般質問はすべて終了しました。

なお、あす6月15日午前10時から本日に引き続き一般質問を行い、終了後議案質疑を行います。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後4時08分散会